

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

1 日時

平成26年10月8日（水曜日）

午前10時1分開会、午後3時18分散会

（うち 休憩午後0時2分～1時6分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記

6 説明のため出席した者

小原農林水産部長、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、千葉競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

イ 議案第3号 平成26年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）

- ウ 議案第4号 平成26年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 平成26年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第6号 平成26年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- カ 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第11号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第12号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- コ 議案第15号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例
- サ 議案第26号 吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第27号 越喜来漁港防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第36号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- セ 議案第40号 平成26年度一般会計補正予算（第4号）
- ソ 議案第47号 根白漁港西第2防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第48号 両石漁港海岸防潮堤工事災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第130号 米価安定対策に関する請願
- イ 受理番号第131号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○工藤勝博委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第3項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1及び2、2変更中1から9まで、議案第3号平成26年度岩手県農業改良資金等特別会

計補正予算（第1号）、議案第4号平成26年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第5号平成26年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第6号平成26年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第11号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて及び議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上9件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼副部長兼農林水産企画室長** 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その1）でございます。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）であります。当部の補正予算は5ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額62億640万5,000円となります。

6ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額3億2,929万円を合わせまして65億3,569万5,000円を増額しようとするものであります。今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う補正のほか、国庫補助事業の確定等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の42ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、1目農業総務費の主なものですが、説明欄の上から二つ目、償還金は、農業経営基盤強化促進対策事業等に係る国庫補助金返還金を増額しようとするものであります。

2目農業金融対策費の農業改良資金等特別会計繰出金は、前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

4目農業研究費の主なものですが、説明欄の上から一つ目、生物工学研究所管理運営費は、研究機器である次世代シーケンサー、大規模DNA配列解読装置であります。等の更新に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、5目農作物対策費の鳥獣被害防止総合対策事業費補助は、農作物被害の一層の軽減を図るため、鹿などの侵入防止柵設置等の整備や被害防止活動に対する支援を強化しようとするものであります。

一つ飛びまして、10目農業研究センター費の説明欄の上から一つ目、管理運営費は検査機器であります放射性物質測定装置用データ解析装置等の更新に要する経費を増額しよ

うとするものであります。

43 ページにまいりまして、11 目農業大学校費の説明欄の上から二つ目、施設整備費は全寮制である農業大学校の学生の安全性、利便性の向上を図るため、女子学生寮、食堂の改修及び体育館の建てかえのほか、花きセンター花の館の改修など、老朽化した施設設備の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

44 ページをお開き願います。2 項畜産業費であります。2 目畜産振興費の説明欄上から三つ目、放射性物質被害畜産総合対策事業費は、放射性物質の汚染により利用自粛となっている牧草地について、今年度実施予定の除染面積や除染前の除草費用の増加などにより牧草地の再生対策に要する経費を増額しようとするものであります。

4 目家畜保健衛生費の説明欄の上から一つ目、家畜保健衛生所管理運営費は、中央家畜衛生所の動物用焼却炉の送風機の修繕に要する経費を増額しようとするものであります。

45 ページにまいりまして、3 項農地費であります。2 目土地改良費の農林水産部関係は、国庫補助金等の内示や事業実施地区間の調整等に伴い所要額を補正しようとするものであります。説明欄の上から五つ目の事業、経営体育成基盤整備事業費は、地域の中心となる経営体の育成を図るため、水田の大区画化など生産基盤の整備と担い手への農地利用集積の推進に要する経費を増額しようとするものであります。

3 目農地防災事業費の説明欄の上から五つ目、農用地災害復旧関連区画整理事業費は、生産性、収益性の高い農業の実現のため、東日本大震災津波により被災した農地とその周辺農地の一体的な整備について、新規工区の追加などに要する経費を増額しようとするものであります。

47 ページをごらん願います。4 項林業費であります。1 目林業総務費の説明欄の上から二つ目、林業木材産業資金特別会計繰出金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2 目林業振興指導費の説明欄上から三つ目、森林整備加速化・林業再生事業費のうち、森林整備加速化・林業再生基金積立金は、平成 24 年度及び平成 25 年度の使途事業費の確定に伴う基金への戻し入れを行おうとするものであり、説明欄の下から二つ目の苗木安定供給推進事業費補助は、新規に東日本大震災津波により被災した海岸防潮林等の早期再生や健全な森林造成を支援するため、苗木生産施設の整備に要する経費を計上しようとするものであります。

5 目林道費の説明欄の上から一つ目、林道整備事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を減額しようとするものであります。

6 目治山費の説明欄の上から二つ目、県単独治山事業費は、国の治山事業の対象とならない荒廃した隣地の復旧や治山施設の維持補修等に要する経費を増額しようとするものであります。

49 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費の説明欄の管理運営費は、漁業集落防災機能強化事業等に係る国庫補助金返還金を増額しようとする

ものであり、次の沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2 目水産業振興費は、説明欄の上から二つ目、さけ、ます増殖費は、サケ資源等の回復を図るため、サケの新魚確保及び増殖経費への支援拡大などに要する経費を増額しようとするものであります。

次に、10 目漁港漁場整備費の説明欄の上から二つ目、海岸高潮対策事業費は、津波等の被害から県民の安全確保や財産保護を図るため、災害復旧事業と連携した新しい防潮堤等の整備に要する経費を増額しようとするものであり、50 ページにまいりまして、漁港環境整備事業費は地域水産業及び漁村の復旧、復興を図るため、被災した漁港区域内の漁港環境施設、トイレとなりますが、の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、少し飛びまして 73 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の説明欄の上から一つ目、海岸保全施設災害復旧事業費は、東日本大震災津波による海岸保全施設の復旧に要する経費を増額しようとするものであり、3 目治山災害復旧費の県単独治山災害復旧事業費は、大雨により被災した国の災害復旧事業等の対象とならない治山施設の復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

4 目水産業用施設等災害復旧費のさけ、ます種苗生産施設等復興支援事業費補助は、サケふ化場施設の本格的な復旧整備の支援に要する経費について、現地要望に対応し、増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正の1、追加の表でございますが、当部所管に係るものは事項欄1の海岸高潮対策事業（漁港）と2の海岸保全施設災害復旧事業の2件であります。これは東日本大震災津波に係る復興、復旧工事に関して、事業計画の見直しなどにより新たに平成26年度から翌年度以降にわたって施工される工事について、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

8 ページをお開き願います。2、変更の表でございます。当部所管に係るものは、事項欄1のかんがい排水事業から9の漁港災害復旧事業までの9件であります。いずれも平成26年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。14 ページをお開き願います。議案第3号平成26年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ9,930万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,956万6,000円とするものであります。15 ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計から

の繰入金を減額しようとするものであり、16 ページにまいりまして歳出の1 款農業改良資金貸付金は前年度繰越金の確定に伴い、国への償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするもの等であります。

2 款就農支援資金貸付金は、前年度繰越金の確定に伴い繰越金を貸付金及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

17 ページをごらん願います。議案第4 号平成26 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ1 億853 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33 億1,317 万5,000 円とするものであります。

18 ページにまいりまして、第1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことによる基金繰入金の減額や立木処分による諸収入の増額補正であり、19 ページの歳出の1 款県有林事業費は、前年度繰越金の確定に伴い県営林造成基金への積立金を計上するほか、立木処分による県行造林造成事業等の分収交付金を増額しようとするものであります。

20 ページをお開き願います。議案第5 号平成26 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,797 万5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13 億557 万7,000 円とするものであります。

21 ページ、第1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、22 ページにまいりまして、歳出の1 款林業・木材産業改善資金貸付金は、前年度繰越金等の確定に伴い貸付金を増額、業務費を減額しようとするものであります。

23 ページをごらん願います。議案第6 号平成26 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,344 万2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億8,796 万4,000 円とするものであります。

24 ページにまいりまして、第1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、25 ページ、歳出の1 款沿岸漁業改善資金貸付金は、前年度繰越金の確定に伴い繰越金の貸付金及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。33 ページをお開き願います。議案第9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、ため池等整備事業、34 ページにまいりまして、農村災害対策整備事業及び35 ページの農用地災害復旧関連区画整理事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

36 ページをお開き願います。議案第10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは基幹水利施設スツ

クマネジメント事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益町村に負担させようとするものであります。

37 ページにまいりまして、議案第 11 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業の林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

38 ページをお開き願います。議案第 12 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは漁港施設機能強化事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** それでは、ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○**渡辺幸貫委員** 議案第 10 号にも関連するのですが、最初の説明のとおり、経営体育成型の整備事業が 2 億 4,000 万円ぐらい増額されて、ストックマネジメント事業は逆に減っているということでもあります。今までの農業政策ではまずいのではないかと盛んに言われているわけですが、経営体育成型というのは誰かが担い手になって、そして農業をやっていくと。ただ、5 年据え置き 15 年償還とかでやっていくのだけれども、途中で経営体を担う人がこけてしまったら、誰の責任だと。そのオペレーター責任なのか、それとも黙って地権者の責任なのか、誰の責任なのかという大きな問題が出てくるのではないかと。その辺についてはどういうふうに危惧されていますか、お聞かせいただきたい。

○**伊藤農村建設課総括課長** この財源に関しましては、各事業の促進あるいはその事業の進捗状況に合わせて減額する措置でございます。今御質問の経営体の状況でございますけれども、圃場整備を進める中であっては、事業を進める前に事業計画を策定する中で、集落、地域の方々と話し合っていていただいて、担い手をはっきり決めていただきまして、その経営体に面積を集積しながら、その経営体に地域の営農を担っていただくという計画で進めてございます。

○**渡辺幸貫委員** それは十分知っていてお聞きしているのであります。これからどうなると思っておりますかという質問ですから、それに答えてください。どう危惧していますかという質問です。

○**伊藤農村建設課総括課長** 確かに今いろいろな状況がある中でありますけれども、そういった状況であるからこそ生産コストを低減する整備というものを進めていながら担い手を明確にして、その担い手が営農をしてもらえるような基盤の整備を進めていかなければいけないと考えてございます。

○**渡辺幸貫委員** 幾ら基盤整備をして広い田んぼにしても、この間米穀園芸生産流通議員研究会でも 6.6 ヘクタールの田んぼを見に行きましたが、幾らやっても米価がこの値段ではなかなか大変だと。それは、もう担い手も不安です。それをどうしたらいいのかということを考えなければならないと思うのです。その隣にストックマネジメント事業という

のがあります。要するに、大概、今平地のところの田んぼは 30 アールです。それで何かやるといって、大体昭和 30 年代に岩手県、全国的に田んぼというのは直されて水路ができましたから、それがもう 50 年もたってもうぼろだと。それを直すために何らかの形でやりたいとすれば、皆さんの予算は経営体育成型しかありません、担い手しかありません、だからやりなさいという感じなのです。30 アールでもいいから、水路だけ直したいといったらストックマネジメントですが、これだけ厳しくなって担い手がなくなるのなら、政府の予算もストックマネジメントのように変えていかないと大変なのではないですかと。日本経済団体連合会が盛んにいじめるのは、土地改良に金がかかり過ぎるのだと、95%まで政府がそんなものまで持つのは何事だと、それで土地改良の予算は半減されました。ですから、少なくとも水路だけは直さなかったら、今水田は続けていけませんから、そういう農政の転換を迫る気はありませんか、お答え願います。

○伊藤農村建設課総括課長 今お話ありましたとおり、県内の農業水利施設の老朽化というものは進んでおりまして、一方で整備費用がかかるというような状況がございます。圃場整備を進める際にも、あるいはそういった基盤整備を進める際には、地域の実情を地域の方々とお話しさせていただきまして、フルセットで、要するに圃場整備から、水路から、全て整備するということについてはそのようにしますし、一方で水路の整備で営農の効率化を図られるということについては、そのような整備を進めているところでございます。

○渡辺幸貫委員 今やられている事業について、私は質問しているのではないのです。農政の転換を迫るような危機ではありませんかと、それについて岩手県はどう思っていますかと。ストックマネジメントのようなことでもいいから、水路だけとりあえず直してやるとか、そちらのほうがはるかに大切ではないのですかと。95%を国や地方自治体が負担するような土地改良のあり方では批判ばかり招いて、担い手も大変な状態に今置かれているのではありませんかと。その声を皆さんはどう捉えていますかという質問です。部長、お答えください。

○小原農林水産部長 土地改良事業、確かに委員御指摘のとおり多額な費用がかかってございます。そしてまた一方で、米の生産量が少なくなっていく中で、こちらのほうにこれだけの費用をかけるのがいいとかいったような議論も承知してございます。また一方で、先ほど農村建設課総括課長が答弁しましたように、これからやはり米の生産を考えた場合に、生産コストの低減も図っていかなければならない。生産コストの低減の手段としての圃場整備というのが重要であろうと感じてございます。その中で、今後を見据えた場合、やはり米の需給関係を見た場合、このままの状態では推移すれば、生産面積から何からは少子高齢化、人口減少等により縮小していくのではないかと見込まれるわけでございます。その中で、農業政策に関する予算の配分でございますが、確かに今までは農業分野といわゆる農村整備、土地改良と縦割りに進められてきたと感じてございます。今委員からも御指摘がございましたが、いわゆる基幹水利の整備により力を入れるべきではないかとい

った御意見もあることも承っております。国は平成 30 年を見据えた新しい農業政策を進めようとしている中であって、県としてどちらにどのような形で予算編成を進めていくべきかという点に関しましては、ただいまの御指摘も踏まえまして、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 我々農家はお金がなくなったと。土地改良区もみんなストックマネジメントのようなものがあればいいけれど、それがなかったら土地改良区の金でもって直しているというのが実情なのです。ですから、どこが今土地改良で悩んでいるのかを常に捉えていただいて、国に上げてもらって、予算の配分をなるべくストックマネジメントのようなものにシフトしてもらわないと、今までと同じ考えでこの米価ではやれないということ国に訴えてください。お願いします。それが1点。

もう一つは、米価ですが、高田委員が一般質問でもナラシの話を質問されました。ナラシについて、92%の人が 50 億円のお金をもらえるという説明を答弁でなさったように思いますが、ところでそのナラシの対象は4ヘクタール以上の認定農家、または集落営農とかとおっしゃったけれども、農家の期待というか、不安があると思うので、もうちょっとナラシの中身について具体的にどういうふうに支給するのかお答え願います。

○下村農産園芸課総括課長 ただいまの御質問にありましたナラシ対策、いわゆる米・畑作物の収入減少影響緩和対策でございます。その加入の要件となっております生産基盤でございますが、都道府県の場合、認定農業者であれば4ヘクタール以上、それから集落営農組織を形成している場合 20 ヘクタール以上という要件がございます。さらに、これに市町村の特認要件ということで、認定農業者であれば3ヘクタール以上とされているところもございますが、これらの人たちの加入——さっきの答弁でも話をさせていただきましたが——全体とすればそのほかに本年度新たに特例措置でやっておりますナラシに移行させるための円滑化対策、それを合わせて 92%ほどとなっております。その内訳としては、ナラシ対策で 38%、それから円滑化、いわゆるナラシに加入していないけれども、国がナラシの2分の1を交付するという円滑化対策で 54%、これは主食用米の作付面積 5万 1,000 ヘクタールの比率として加入割合となっております。合わせておおむね 92%がナラシまたは円滑化に加入している実態になっているかと思えます。残りの約8%ほどは、いわゆる飯米分の面積と捉えてございます。

○渡辺幸貫委員 今の説明で農家はすぐわからないだろうと思うのです。38%の人が今までの価格の9割だと。そして、なおかつ8,400円とか出ているのだけれども、農業協同組合によってはそれに加算して9,000円で概算金払いますとか、8,800円で払いますとかと、おのおの独自努力をしている。そうすると、農家は8,400円に対して今までの平均が幾らであって、その9割だからこの金額だと、はっきり言っていただきたいのです。それらの個々の計算があって、初めて50億円が出てきているのだと思うのです。今回二千何百円下がったうちの2分の1は小さい農家にもお金が行きますということをはっきり教えてください。

○**下村農産園芸課総括課長** 個別の交付金の額は、個々の農家の加入面積により異なりますけれども、その考え方ということで御説明申し上げますと、国から示されております平成 26 年産の岩手県の米の標準的価格が 10 アール当たり 12 万 1,249 円となっております。これを標準といたしまして、今後平成 26 年産が来年の 3 月末までに販売されました販売価格との差額分の 9 割を補填するということになってございます。仮に例えば概算金が 2,800 円下がってございます。それと同等に平成 26 年産米の価格も下がるだろうという試算でいきますと、米価想定とすれば、大体 1 万 700 円ほどという計算になります。ただ、これは裸価格でございます。包装費とか消費税とか入っていない価格でございます。それがことしは作況が 105、559 キロ単収となっておりますので、それと換算しますと 10 アール当たりの販売価格が大体 9 万 9,500 円ほどになろうかと。そうしますと、10 アール当たりの差額が 2 万 1,800 円ほどになってまいります。その 9 割が補填の対象という考え方になると思います。それで、この際に 20%収入減少に備えて加入された方、それから 10%収入減少に備えて加入された方がございます。20%収入減少に備えるといった場合は、標準的価格の 20%でございますので、その価格よりも先ほどの差額——ひとめぼれで見ますと若干下回るということになりますので——補填額でいきますと 10 アール当たりにして 1 万 9,600 円ほどという計算になると思っております。それから、10%収入減少の場合は標準的価格の 10%が上限になりますので、価格下落よりは差額が大きいので、1 万 2,125 円の 9 割ということで、10 アール当たり 1 万 912 円が補填額になるという計算になってまいります。

それから、ナラシ対策のための円滑化につきましては、先ほどの 20%収入減少の 1 万 9,600 円のうち国の負担分が 4 分の 3 で、その 2 分の 1 ということで、7,300 円か 7,400 円ぐらいというところが 1 反歩当たりの単価と計算しているところでございます。これをそれぞれの農家の加入面積、おおむねの割合で、先ほど申しました割合に掛け合わせますと、総額で 50 億円ほどと見込んでいるところでございます。

○**渡辺幸貫委員** ちなみに、高田委員の質問の中でも、生産費は 1 万四千何がしだという話ありましたが、一番新しい中で岩手県の生産費を幾らと捉まえていらっしゃるかお願いします。

○**星野水田農業課長** 県の生産費というのは、そのままずばりでは押さえてございません。試算に使っているのは、国の平成 24 年産米の都府県の平均値を使ってございまして、生産費合計額は 10 アール当たり 12 万 855 円になっております。

○**喜多正敏委員** ナラシの対象面積だと 92%ということでしたが、新聞によるとそれは面積の話であって、対象農家、加入者は 7%になると、きょうの農業新聞に出ていたのですが、そうした農家の観点からするとどのくらいの加入率になるのですか、まずお願いしたいと思います。

○**下村農産園芸課総括課長** ナラシの農家数の割合でございましてけれども、ナラシ対策に加入している件数は出てございますけれども、集落営農組織ですと 1 件という形で出て

ございます。それに個々の農家が何人というのは、ナラシの分では公表されてございませんので現在把握しておりません。それからその対象となります主食用米を生産している農家ということで限定するところもなかなか把握が難しいということで、農家の割合は算出できない状態となっております。

○喜多正敏委員 面積でこのくらいカバーしているというのはわかったのですが、問題はその農家が営農できるかどうかと。農家にどのくらい補填されているかも極めて重要だと思うのです。したがって、集落営農に何件加入しているかどうかということは、手間はかかるけれども営農が継続できるかどうかという非常に重要な問題だと思いますので、やはり市町村なりを通じて把握する必要があるのではないかと思うわけであります。

それから、もう一つ、一般質問したのですけれども、今回概算金が減ったと。その割合で、米の販売価格も減ったと仮定した場合に、いろんな補填を受けて、5ヘクタール以上の規模の農家であれば生産費を上回るという答弁がありました。しかしながら、本県の販売農家にしてみると、5ヘクタール以上の規模の農家というのは極めて少ないのではないかと。平成22年の農業センサスによれば、販売農家は本県では5万5,347戸、しかしながら、5ヘクタールを超えているものは3,078戸、3,087経営体、5.6%しかない。そうすると、5ヘクタール未満の農家は全て赤字だという状況にもなっているわけで、これは大変重要な問題ではないかと思うわけであります。こうしたことについてやっぱり実態を把握して、個別農家のことについてどう対処していったらいいかという対策も必要ではないかと思います。

それから、もう一つ、これはなかなか押さえられないかも知れませんが、概算金が減ったと仮定した場合に、米の販売価格が下落したと想定して計算をしたということでしたが、そうすると米の販売価格は幾らになると計算をして答弁されたかということです。

○星野水田農業課長 ナラシ対策を受けている農家につきましては、個別に把握しておりません。あと、5ヘクタールの農家の関係でございますけれども、ひとめぼれで試算しますと、5ヘクタール以上の方が最低限の円滑化対策に入っていれば、ひとめぼれをつくられている人は販売額が生産費を上回るということになっております。これをもう少し詳しく調べたものがございまして、実際にナラシ対策というのは20%補填の申し込みもございまして、こちらに入った場合には、ひとめぼれですと3ヘクタール以上の方で黒字になるという試算であります。あきたこまちですと値段が低いのでこういった状況にあります。米価につきましては、概算金が下落したことを想定して、実際にひとめぼれであれば60キロ当たり8,200円、概算金そのままの金額を使って計算しております。

○喜多正敏委員 ひとめぼれとあきたこまちというお話でありましたけれども、これは平成24年だとひとめぼれが3万4,407ヘクタールの作付で、あきたこまちが8,497ヘクタールということで、そうした農家サイドに立ってやっていかないと農家の顔が見えないので、事業主が果たして継続できるかどうかという観点と、それから農家対策として、客体として見た場合に、きちんと捉えないと面積だけの話では農家の動向がどうなっている

か把握し切れないと思うので、その辺はしっかり把握をして、いろんな協議をする場合は対象としてやっていただきたいと思います。

それから、米価が下がって、結局は最終的には補填をするにしても、ナラシは一定額を価格支持制度により補償するものではなくて、ただならしていだけということ、戸別所得補償制度が廃止になって、このままで行くと永遠に価格が下がり続けるというレベルにしかならないのではないかと。しかしながら、ヨーロッパとかアメリカにおいては、価格支持制度がきちっとあって、不足したものについては政府が直接払いなりして、所得補償をしているわけです。したがって、生産意欲が高まって、それが輸出アップということになって、農産物の自由化というような取り組みになっているのです。日本の場合は欧米に比べて政府の支持がないまま、言うなれば裸同然で価格競争をしると。加えて面積も少ない中で、幾ら食料自給率を上げろと言っても、あるいは米の消費拡大と言っても、難しいのではないかと私は思っています。したがって、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、やっぱり農業政策転換を県として迫っていく必要があるのではないかとと思うわけです。欧米と比べて極めて不公正な競争市場に置かれていると。これについて、部長の見解をお願いしたいと思うのです。それからもう一つは、輸出ですよ。きょうも輸出をはかるのだという山形県の話なども載っていましたが、いいものは高い価格でも買うということで期待をされるわけですが、そうしたことについて本県の米の輸出の実情についてお願いしたい。輸出量、価格、現地での競合状況、優位性はあるのか——こちらのほうは非常に高いのではないかとと思うのですけれども——そうした点について御説明をお願いしたいと思います。

○小原農林水産部長 まず初めに、御指摘のありました個々の農家サイドでの影響もしっかり把握すべきではないかと、まさにそのとおりに思っています。今回時間等もありましたけれども、全体的な影響の把握という観点で調査、お示ししたところでございますが、これについては今後詳細に調べてまいりたいと考えております。

次に、国への働きかけについてのお話でございます。確かに農家の方々の声を聞きますと、先を見通した営農が困難だと。やはり将来を見通すことができる仕組みの中で、しっかり営農をすることができて初めて後継者も育つし、産業として成り立つのではないかと意見もいただいております。そのためには、まず何よりも国による安定した仕組み、制度が必要と考えてございます。この仕組みが頻繁に変わりますと、それでもって営農計画が成り立っていた農家に対して大きな影響を及ぼすものと考えてございます。したがって、地域の農業で生活が成り立つような安定した仕組みというものにつきましては、引き続き国に対して働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○上田流通課総括課長 米の輸出に関するお尋ねでございました。

まず、輸出量に対してお答え申し上げます。平成 25 年度の米の輸出量でございますが、205 トンと承知しております。今年度の様子を見ますと、昨年同期に比べてもかなり好調に推移しておりまして、岩手県の県産米に関しての各国、外国での評価は高まっておりま

すし、順調に伸ばしていきたいということで、ただいま取り組んでいるところでございます。

価格面でございますが、輸出に関しては輸出用米ということで、実際取引の価格ではかなり有利な価格で取引しているものもございまして、それに関しても実は需要がかなり多く、一部主食用米まで回してまでも輸出に取り組んでいる例もあるやに聞いておりまして、将来的にもかなり有望な価格で推移するのではないかとというふうな見通しを持っております。

さらに、もう一つは、他県との競合という趣旨かと思いますが、それについてお話を申し上げますと、確かに輸出先に関しましては、本県のみならず全国各地から米の売り込みがございまして、そういった中で、本県米の安全、安心、予算、そういった魅力を現地の方々、卸業者の方々にきちんとわかっていただくということが輸出量の増大、あるいは輸出額の増大につながっていくものと考えております。このため、関係者の方々と直接につながりを深くいたしまして、頻繁にまず意見交換をしながらアドバイスを頂戴して、他県に打ち勝つような、そういった取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、今後も続けてまいります。

○喜多正敏委員 確かに、日本の農産物は品質がいいということで、輸出について大分期待をする声もあるのですが、今のような農業政策では、それで農家を本当に支えられるのかと。そのためには、非常に時間もかかるし、またTPPなどが本格的に成立すると、日本にジャポニカ米がばっと入ってくると。そうしたときに、当然、価格競争力は日本のほうが高いわけですから、価格支持制度でその差額を補填するようなことでもない限りはできないと。それはそれで頑張っていたきたいのですが、すごく難しいのではないかと。したがって、やっぱりきちとした食料自給率を含めた農業政策の転換をしていかないと成り立たないのではないかと。逆に言うと、価格支持政策をすることによって、あるいは増産することによって農産品の価格は下がるわけです。そうなっていったときに輸出になっていくということであればわかるのですけれども、全くそういう下支えがない状況での農業政策というのは成り立たないのではないかと私は思っています。そういったことで国に対しては農家の実態を捉まえて意見具申をしていただきたいと思います。

話は変わりますが、高潮対策で今回防潮堤等の工事費が計上されているわけですが、漁港整備、復興整備が進めてこられているわけでありまして。高潮も含めて新たな津波に備えまして、漁港で働く漁業者が安全、迅速に高台へ避難できるような施設整備の必要があるのではないかと考えているわけでありまして。県は高潮や津波発生時に漁港からの避難について、どういう対策をとられているかお伺いします。

○佐々木漁港漁村課総括課長 県では、東日本大震災津波を踏まえまして、漁港で漁業作業等に従事する方々が津波警報発令時に背後の高台へ迅速に避難するため施設整備が必要であると認識しておりまして、漁港からの避難誘導計画及び設計ガイドラインというのを全国に先駆けて策定したところでございます。このガイドラインでは、鉄筋コンクリー

ト等による2階建ての漁港施設を津波避難誘導デッキと称しまして、計画、設計の手法を定めているものでございます。この津波避難誘導デッキは、通常時においては1階を荷さばき所に、それから2階を駐車場にという活用の仕方でございます。災害時におきましては2階を漁港背後の高台に漁業者等を誘導する道路に接続する避難施設として整備することを考えております。今後は、地元漁業協同組合等の要望に基づきまして、このガイドラインを活用して津波避難誘導デッキの整備を進めて、漁港における津波に対する防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 この補正で農業大学の施設整備費が出ておりますけれども、女子学生寮、食堂、体育館、具体的にどんな規模の整備をするのか。

○前田農業普及技術課総括課長 農業大学の改修につきましては、特に学生生活の中での安全性、あるいは利便性といったものに支障が出ているものを優先度で判断して、緊急度の高いものから整備する、修繕するというところで進めておりまして、今回の女子寮、食堂については、特に老朽化によりまして屋根の傷みとか、屋上の傷みが激しくなっているものですから、これらの改修という中身となります。

○佐々木大和委員 定員はどうなっていますか。それから、現在の農業大学の学生数、男女の割合、今入っている生徒はどういうところから学生が集まっているか、その辺について教えてください。

○前田農業普及技術課総括課長 現在学生につきましては、本科の定員が70名でございますが、平成26年度の1年生でありますと52名になってございます。また、平成25年度に入学した現在の2年生については53名ということになってございます。女子学生の割合がちょっと。

○佐々木大和委員 それがわからなければわからない。何人入っているの。

○前田農業普及技術課総括課長 失礼いたしました。1年生52名のうちの16名が女子学生でございます。2年生につきましては、53名のうちの13名が女子学生と聞いております。

○佐々木大和委員 寮の定員は。

○前田農業普及技術課総括課長 寮の定員は、基本的には全寮制になってございますので、学生が全員入れるような。

○佐々木大和委員 女子寮の定員。

○前田農業普及技術課総括課長 大変失礼しました。女子寮については、36室ございまして、2人部屋になっておりますので、72名が女子寮の定員ということになってございます。

○佐々木大和委員 36室だと1人ずつ入っても余る。現実には、1人部屋でもいい。男子寮もあるのですか。

○前田農業普及技術課総括課長 男子寮もございまして、120室ございます。男子寮も現在の定数からすれば部屋の数に関しては余裕がある状況でございます。

○佐々木大和委員 単純に改装とか何かではなくて、根本的なところを少し協議して、学生の生活環境なんかも整理して、今にマッチした、当然の流れにしないと、昔のものをただ継承しているというだけだから、現実的に、半分ぐらいにしていっていいでしょう。定員からいって、その規模が大き過ぎるようになっているでしょう。多分一般の大学生入れているような東京の岩手寮なんかも随分改善したはずなのですけれども、あるものをそのままやっていくのではなくて、改修する中では次の方向を見据えた提案をしてもらったほうがいいと思うのだけれども、その辺の見通しはどう見えていますか。

○前田農業普及技術課総括課長 女子寮については、平成4年に整備しました。男子寮につきましても、平成12年から平成13年にかけて整備したところがございますけれども、かなり修繕すべき箇所が出ております。本館等も含めてかなり老朽化しておりますので、学生生活の利便性、安全性を考えれば、順次現在の規模に合わせた整備、建て直し、建てかえをしていかなければならないということがございますが、現在の予算の範囲内でやってくるという状況でございます。今後そういう意見等々を勘案して、抜本的な建て直し等も含めた整備については、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 今回の4億4,500万円というのは、単純な修理程度なのですか。予算規模からいくと、もう少し中身が変わりそうな感じするのだけれども、どうですか。

○前田農業普及技術課総括課長 今回の農業大学校は、体育館の建てかえがございまして、この建てかえが2億円ほど計上されております。建物とすれば女子寮、食堂の改修、体育館の建てかえという内容になってございます。

○佐々木大和委員 漠然とした説明で、こうやって来ているのですけれども、やっぱりきちっと次の方向を見据えて、要するに農業後継者というのは今大きな課題になっている分野です。私は一般質問のときに林業大学校の話をしたのですけれども、やっぱり農業もグローバル化させていくことにもなるだろうし、例えばこれが外国とか特例的に県外の人を入れてくるとか、いろんなことが出てきている状況にあるわけですから、研修の中に、例えば今のアジアからの農業分野の研修を岩手県で受け入れるということも考えたほうがいいのではないかと。そういうときに農業大学校をもっと展開していくためには、今のままでは全然そういう発想がないのではないかと。こういう改修をしていたら、予算の無駄遣いになるのではないかと。ぜひその辺まで検討して、しっかりした整備をしてもらいたい。そのことをお願いします。

○小原農林水産部長 委員から農業大学校の整備に関する御指摘をいただきました。農業大学校のあり方、学科定員も含めましての検討については現在も行っておるところでございます。農業大学校はかなり老朽化してございまして、そもそもの建てかえが必要ではないかという御指摘も以前からいただいて、現在も検討しております。今回の予算につきましては、改築の前に女子学生寮が雨漏りしているといったことがありまして、屋上の防水シートの張りかえはどうしても先行して行いたいということがありました。これにつきましては、7,500万円ほどでございますが、修繕をさせていただきたいというものでござ

います。今回の予算で大きいものは体育館でございまして、入学式、卒業式等で使っておりますけれども、経年劣化で天井の落下、開閉のふぐあいと、かなり傷んできております。したがって、校舎につきましては別途継続して検討いたしますが、体育館については隣接の敷地に先行して建てかえたいということです。

○佐々木大和委員 体育館は新築。

○小原農林水産部長 体育館を移転して新築ということで、約2億円の予算でござい
ます。

○佐々木大和委員 今中身がやっとわかってきたのですけれども、いずれこれから農業
大学校も改善、改革していかなければならない時期を迎えているのでしょうから、例えば
先行して体育館をつくるということになれば、岩手県議会森林・林業政策研究会で群馬県
だったか国民体育大会の会場を見たときに、南部アカマツの剣道場、床板がそうだったし、
県産材も随分あるから、特徴のある施設を計画してもらいたいと。アカマツが大変だとい
う話しをして、岩手県ではアカマツは使っていないものだから、体育館なんかでも使える
素材だということを示すことが必要だと思うので、そういう検討も加えて、予算規模が多
少変わっても、やっぱりやることはちゃんとやるということをお願いしたいと思いますが、
いかがですか。

○小原農林水産部長 体育館でございしますが、基本的には校舎とあわせて将来的な整備
を想定しておりました。実は、財源が国の地域の元気臨時交付金が活用できるということ
になりまして、これについては今年度中ということがありまして、有効に活用したいとい
うことで、急遽今回の補正に提案させていただいたということでございます。心としまし
ては、木材を使ってもっとゆっくり計画をしていきたいと思っております。

○佐々木大和委員 すぐでもできる、今からでも。

○小原農林水産部長 この地域の元気臨時交付金を活用して、とりあえず今年度先行し
てつくらせていただきたいということで、今回提案させていただいたものでございます。

○高橋孝眞委員 さっきナラシ対策の話がありましたけれども、この中で、回答ではこれ
からの販売等についての努力ということで、他県に先駆けて輸出なり、国内販売をする
という力強い話がありましたので、ひとつよろしくお願いをしたいと思うわけでありませ
が、ただ来年も米をつくる人がいればという話になるのでありまして、そういうような方
向に誘導していかなければいけないのではないかと思うところであります。

さっきナラシの関係の話がありましたけれども、制度的によくわからない部分があり
ますので、教えていただきたいと思っております。今回の米価の概算払いのことで考えますと、
これから生産し、販売していくということになりますと、変わってはいくと思いたすけれ
ども、今の試算の中でいきますと、最終的に農家の減収を幾らに見て、どういう算定で先
ほどの金額——10%収入減少に加入している場合、20%収入減少に加入している場合、1
万912円なり1万9,800円という数字——が出てきましたけれども、その中身について少
し教えていただきたいし、20%以上収入減少の分については当然補填の対象にはならない

わけでありますので、その金額というのはいくつに想定されているのか、そこから導いてきた金額が 50 億円ほどと言ったのですかね。ナラシ対策の 10%収入減少、20%収入減少については、どの程度の割合で加入をしているのかについてお願いをしたいと思います。

○下村農産園芸課総括課長 ナラシ対策の交付額の計算でございますが、先ほどの説明が不足だったかと思えます。もう一度お話しさせていただきますが、ナラシ対策につきましては、まず大きく国が定めている岩手県の標準的 10 アール当たりの収入額に対して、おおむね 9 月から 3 月末までに販売されました岩手県の上位 3 品種、ひとめぼれ、あきたこまち、いわてつこの品種の加重平均の単価で計算したときの 10 アール当たりの収入額と差額が標準額を下回っていれば、その 9 割を補填するとなっております。実際には、ひとめぼれが販売数量の 7 割方占めますので、ひとめぼれの価格に引っ張られるのが大きいと思っております。

それと、もう一点、今回の試算では、この間出されました 9 月 15 日現在の岩手県の作況指数が 105 でございました。これは単収で出ておりますけれども、559 キロでございますので、その分が 10 アール当たりの収入にすると単収がふえたことによりまして若干ふえるということもあります。それらを加味いたしまして、例えば 10 アール当たり去年よりも 2,800 円下がったとしますと、米価に 559 キロ掛けまして 10 アール当たりの販売額が約 9 万 9,600 円なり 10 万円ぐらいという価格になります。これが標準額の 12 万 1,249 円を下回ってございますので、その差額の 9 割が交付になるわけですが、今回単収上がりましたことから、12 万 1,249 円の 20%ですと 2 万 1,747 円が上限になりますが、それを下回ってございます。ですから、先ほど差額に 0.9 を掛けました 1 万 9,600 円ほどが 20%収入減少に加入した場合の 10 アール当たりの補填額ということになります。

それから、10%収入減少に加入の場合ですと、標準的価格 12 万 1,249 円の 10%、10 アール当たり 1 万 2,125 円となりますので、これが上限と。上限になりますので、これに 0.9 を掛けまして 1 万 912 円というのが 10 アール当たりの補填額になると。

それから、ナラシ移行のための円滑化対策につきましては、20%収入減少に加入している場合を想定いたしまして——先ほど言いました 1 万 9,600 円ほどでございますが——これの国費負担分が 4 分の 3 でございます。その半額を交付するということでございますので、7,400 円ほどとなります。このうちナラシ対策の加入面積がおおむね 1 万 9,600 ヘクタールでございます。これのうち 20%収入減少に加入の面積が 55%、10%収入減少に加入の面積が 45%となりますので、それぞれを先ほどの単価に掛け合わせて、おおむね 20%収入減少に加入の場合で全体とすれば約 20 億円、それから 10%収入減少に加入の場合で約 10 億円ぐらいと試算してございますし、ナラシ移行のための円滑化対策の面積が約 2 万 7,000 ヘクタールほどでございます。これに先ほどの単価を掛けて約 20 億円、合わせて約 50 億円程度と試算したところでございます。

○高橋孝眞委員 そうすると、例えばですけれども、5 ヘクタールの部分で算定してい

ますけれども、5ヘクタールの人は、実際は転作もしているわけですし、一律ではない。米だけをつくっているわけではない。そういう場合農家として5ヘクタール、10ヘクタールという部分で、転作をこういう内容でやった場合については幾らの減収になるのかというのは試算したことはありますでしょうか。最終的には、農家所得というのはどの程度減少するのかという意味でありますし、戸別所得補償方式の部分で半額、10アール7,500円入ってくるわけですが、では7,500円の残りの部分については別個な方法で、対策で講じますという意味合いで入るといえるか——農家には入らないわけですが——間接的には効果がある。例えば土地改良事業の関係でも土地改良区費が安くなるという感じがするのですけれども、そういうことまで含めて考えられるのですか。今回の分については、考えられないことなんでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 委員おっしゃるとおり、農家の経営内容につきましては、米だけではなくて麦もあれば大豆、野菜等の転作もあるということが現実にはございます。今回の試算ではあくまでも米の分に限って計算した、その影響額ということでございます。実際面では、これにナラシで言えば麦なり大豆の価格も影響してまいるわけでございますし、さらに個々の経営となりますと、経営形態が極めて多種多様にわたるものですから、それを一律標準的に計算してお示しするのはなかなか難しいかと。ただ、大きな視点で言えば、国の予算の払い分からすれば、今回米を直接所得補償が半分になったことが多面的機能支払い分の予算に振りかえられている、それからその他水田利活用の交付金の財源ともなっているということで、トータルとしてそれらを有効に活用すれば、全体として岩手県でも個々の農家は別として全体として確保できるように推進していくという考え方で取り組んでいるところでございます。

○高橋孝眞委員 そのとおりでとは思いますが、ただ実際上、来年度どうするかということを考えると、こういう形態の人はこういう米価であっても最低限の収入減でしたと、減少したことはしたけれども、最低限カバーできたということを持たないと、来年度の経営というのを指導、誘導するのは厳しいのではないかとと思うのですけれども。さっき言いましたけれども、5ヘクタール以下は赤字になるというのであれば、5ヘクタールの人は本当に米をつくるだろうかということになるわけですし、米を全部つくらなくなってしまったらどうなるのかということも次に出てきますけれども、誘導していくということから見ると、これからは、その点まで考えてある程度指導、話をしていかないと、なかなか前に進まないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 来年度に向けましてでございますが、この間地域ごとに相談窓口をつくってございます。資金だけではなくて、各種営農相談等も行っていくことにしてございますが、その相談の際に参考にしていただこうということで、先ほど言いましたように米の場合ではそれぞれの交付金、加入がこうであればこれぐらいの補填が入ります、あるいは生産費等を賄うためにはこれぐらいの規模が必要ではといったような試算ができる資料等も作成してまいります。

それから、もう一つは、どうしても規模拡大にならないとした場合には集落営農組織を形成できないか、それからもう一つ、品目転換の一つとして水田をそのまま使える飼料用米等であれば幾らになるという試算できる形で現地に情報提供しながら、来年度の営農計画の支援に当たっていきたいと考えてございます。

○高橋孝眞委員 実は、50ヘクタールを作付している農家から話を聞いたのですけれども、6割近くが農地を借りております。小作料を払ってしまうと、もうどんなことをやっても赤字になってしまいます。そうだったら、返してしまったほうが良いという話をしております。リスクをそんなに受けたくないという意味になるのだろうと思いますけれども、そうなってしまうと、ではそれを返してしまった場合に誰が受けてやれるかという、農地も機械も全部なくなってしまっているわけでありますので、そういう方々は、返されても困るという話になってしまいます。しかしながら、費用というのは土地改良区費が当然ずっとかかっている。そういう意味合いで、先ほどのお話にもあるとおり、最低限の投資で進めなければ、これからは農業そのものとしても難しいということを、渡辺委員も言ったものだと思うのです。そういう意味合いから考えていくと、来年の農地をどういうふうに守っていくか、水田を守っていくかということを今のうちから考えないと、みんな耕作放棄地になってしまうのではないかと心配もするわけであります。当然当局としては考えているだろうし、それなりに進めているとは思いますが、今のうちからその部分について考えて、誘導していただきたいと思っております。

ついででありますけれども、賃料を払っている方々、土地を借りている方、作業受託をしている方はまだいいのですけれども、10アール幾ら、1万円なり1万2,000円ということで借りている方々が多く、さっきの人もそのとおりであります。農地法第20条から見ますと、賃料の減額請求ができますということになります。これは、お互いの合意が必要だと言えどそのとおりだとは思いますが、そういう部分を個人対個人でやると、はい、わかりましたとはいかないのだろうと思います。県、市町村、農業会議、農業委員会等がことしはこういうような状況であり、農地法20条を適用させながら、ある程度の減免、減額請求について応じるといいますか、同意をするような部分も、指針をつくって示していくと。最終的には同意が必要であって、裁判までやるかというのはまた別問題になってしまうと思うのですけれども、そういうことを考えてやる必要性があるのではないかと思うわけです。この部分についてはどうなのでしょう。

○高橋農業振興課総括課長 委員御指摘のとおり、田んぼを返された農家の人につきましては、返されても困ると。そしてまた、続けるためには賃料が重くのしかかっているという実情はよく理解してございます。委員がおっしゃいましたとおり、農地法上の手続でこういった賃料、例えば農産物価格の低下等の情勢の変化があった場合については、請求することができることとなっております。賃料を下げるといってお話が出ているということでございます。それで、先般農業会議ともお話をしまして、こういったことをしっかりと農業委員会、あるいは県の相談窓口にも周知をさせていきたいと。内部でこの状況を調べ

ている最中でございますけれども、徹底して相談窓口、農業委員会も賃料の相談に対して懇切丁寧に対応していただくようお願いしていくこととしてございます。

○高橋孝眞委員 ぜひその点は実現していただければとお願いをしておきます。

それから、予算に関する説明書の 44 ページの放射性物質被害畜産総合対策事業費については除染をやるということではございましたけれども、除染については今年度まずは草地の除染が終わるということなのですが、再除染をしなければいけない面積はどの程度あるのか、この秋やる部分については来年の6月か7月しかわからないとは思いますが、今までの分についてはどうかということと、もう一つは草地で耕作不能箇所というところが2,981ヘクタールありますということを示されておりますけれども、これは今後一切手をかけないという考え方なのでしょうか、それとも何らかの別個な方法での除染を考えていきますよということなのでしょうか、その部分についてお願いします。

○小岩畜産課総括課長 まず、1点目の再除染の件でございますけれども、これまでに290ヘクタールほど再除染が必要な面積が発生してございます。このうち約100ヘクタールにつきましては、前年度までで再除染を終了しております、残り195ヘクタールを今年度終わらせるべく今作業を進めておるところであります。

次に、耕作不能箇所でございます。今年度になりましてまた若干ふえてきて、これにつきましては耕作できないわけですが、国とも協議しながら定期的に検査を実施いたしまして、暫定牧草地の許容値が下がった段階で解除するという方法で対応してまいりたいと考えております。今年度も実際検査をしてどんどん解除をしている状況にありますので、来年度以降も検査を継続して、解除を続けてまいりたいというふうに考えております。

○高田一郎委員 農業大学校の議論がありましたけれども、農業大学校というのは農業技術を身につけて、地域の農業の担い手をつくっていくということを教育目標に掲げている大変大きな役割を果たしている学校だと思います。入学して学んだ方々が卒業後にそういう役割を果たして頑張っているかどうかということです。卒業後の就職状況について具体的にどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○前田農業普及技術課総括課長 卒業生の進路でございますが、平成25年度の卒業生で見ますと、卒業後すぐに就農している方が23人、34%ほどになってございます。また、すぐに就農しなくても農業関係団体であるとか、企業であるとか、そういったところに就職している方が34%ほどございます。全く農業と関係ない企業等に就職する方が15%ほどいらっしゃいます。

○高田一郎委員 パーセントだとわからないので。

○前田農業普及技術課総括課長 平成25年度の卒業生が68人ございます。そのうちの即就農が23人で34%ほどになりますし、農業関係団体等への就職、あるいは農業法人への就職が23人で、34%ほどになってございます。ということで、8割以上が即就農か農業経済団体、あるいは農業関係法人に就農しております、最終的に数年後は実家の農業経営に戻ってくる方が多いということで、おおむね8割近くの方が最終的には就農して

いると捉えてございます。

○高田一郎委員 80%が高いかどうかというのはよくわかりませんが、就職、進路状況はわかりました。

それで、ことしの卒業生は68人ということですね。

○前田農業普及技術課総括課長 平成25年度です。

○高田一郎委員 これは定員に対して68人ですから、先ほどの話を聞きますと、平成26年入学生は52人、2年生が53人ということで、どんどん生徒数が落ちているという今の農業情勢の反映かとは思いますが。青年就農支援金といった新しい制度もできて、こういうものを活用していくことで、私としては意外と入学者はふえているのか思っているのですが、逆にどんどん減ってきている。これは県としてどういう分析をしているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○前田農業普及技術課総括課長 平成24年度の入学生を見れば、定員70人に対して70人入学しているとか、年度によって若干差がございます。また、農業大学校というのは、就農する前の青年就農給付金で、準備型をもらうということでございまして、それを使うということを前提に農業大学校に進むという方も中にはいらっしゃいますけれども、最終的には農業大学校で研修して、就農したときに、経営開始型をもらうという方がふえてきているのではないかと考えております。残念ながら、青年就農給付金できたことでぐっと入学者がふえたという状況にはございません。

○高田一郎委員 岩手の基幹産業は農業であります。農業技術を身につけて、地域の担い手を育成していく上で、本当に多くの若者が農業大学校へ入学して学ぶことが岩手の農業を振興していく上で非常に大事な役割だと思っております。かつては定員120人で、今は70人になったわけですがけれども、何かふやしていく方策があってもいいと思っております。学費についても1年間に納入する金額も70万円を超える状況にもなっていますし、県として入学者をふやしていくのは、簡単なことではありませんけれども、やはり知恵を出して入学者をふやしていく対策や方策があってもいいのではないかとというのが一つ。

それと、先ほど佐々木大和委員から木造での建設というお話がありました。先ほどの議論を聞いていますと、財源を優先したというお話で、今年度限りの国の補助金もあって、そっちのほうが有利だという話がありました。木造での対応では今回は難しかったのかどうかということと、トータルで見て国の補助金を活用して今年度にやらざるを得なかった理由、少し時間をかけても県産材を使った校舎、施設を建設するということがあってもよかったのかと思うのですが、両方比べてみて、結果として今年度木造でないほうを選択したということになるのですが、内部での議論というのはどの程度あったのでしょうか。

○前田農業普及技術課総括課長 まず、入学者数をさらにふやしていくということにつきましてですが、第一にはカリキュラムの魅力、あるいはその後の就農に向けてのいろんなスキルを身につけるレベルを高めていくということが入学者をふやしていくことになると思います。あわせて、そういった取り組みについて、農業高校だけでなくほかの高校に

ついても農業大学のカリキュラム、改善点等について、よさについて個別にPRしておりますし、先生方を対象としたガイダンスもやっております。高校生に対しても引き続きやっていかなければならないと思います。学生にとって魅力ある学生生活の環境整備といったところもあると思うので、その一環として今回また施設整備をやったところでございます。それから、木造化ということにつきましては、予算の制約がございまして、今回はこういった計画になりました。

○小原農林水産部長 まず、農業大学の今後なのですけれども、入ってくる方々をふやすということで、農業高校との連携、授業、あとは卒業生がどういう点を就職先から求められているかといった面でのあり方というのを検討していきたいと思います。

続きまして、木造でございますけれども、完全な木造には予算的な面でできませんけれども、この予算の中でできるだけ岩手の木材を使った設計をやっていただくということをもって、今回御提案させていただいたものでございます。

○高田一郎委員 わかりました。

もう一つ、放射性物質被害畜産総合対策事業なのですけれども、先ほど小岩総括課長から、再除染に必要な面積とか不能箇所について具体的な数字がありました。前回と同じ数字だと思うのです。それで、数字的には前回聞いたときと同じ数字なのにもかかわらず、今回14億8,000万円の新たな補正がついて、当初予算21億円からしますと、かなり大規模な補正になっていると思うのですが、恐らくこれ以外の対策もあると思いますので、もう少し中身を詳しく説明してください。

○小岩畜産課総括課長 まず、1点目の今年度除染が終了できるのかということでございますけれども、8月現在の状況でお話しいたしますと、本県といたしまして除染すべき面積が1万3,300ヘクタールほど、若干耕起不能地等がふえてきていまして、若干数字は動いておりますけれども、いずれ1万3,300ヘクタールほどに対しましてこれまでに1万1,900ヘクタールほど除染が完了しておりまして、進捗率は92%となっております。特にこれからも県南地域は除染が可能ですので、現在もやっておりますけれども、大雨等で除染ができないようなことも想定はされますけれども、92%までいっておりますので、何とかこれを進めてまいりたいと考えております。

増額の理由ですが、本来除染すべき面積が前年度の台風ですとか大雨で、特にも除染が進まなかったということで、今年度にそれが回ってきている状況がございます。その分を増額しておるといことと、これまで酪農家等の大規模圃場を優先して除染をいたしましたけれども、ここに来まして小規模圃場がかなり残ってきておりまして、これらの除染を終わらせるために機械のセット数を大幅にふやしてございまして、リース代ですとか、石れきが出てくる圃場がかなり出てきまして、新たに石れきを除去するという経費も見なければいけない等々がございまして、増額をしたものでございます。繰り返しになりますけれども、何とか今年度とにかく除染を終わらせたいということで、かかり増し経費の分を増額補正をさせていただいたものであります。

○渡辺幸貫委員 今の説明に関連して。農業白書を私は見ました。その中に、石れきクラッシャーとって、トラクターの後ろで石れきをくしゃくしゃとやる大型トラクターがあるのですが、それでなければだめですよ。それとか、急傾斜トラクターとって、うんと急なところの草地をやると。そういうのが写真入りで農業白書に自慢気に写っていたのです。私も興味あって、キャタピラーのついた低いリング農家のSSみたいな機種の親方みたいな両側にキャタピラーのついたものも1回は検討なさっているのか、一時的だから買わなくてもいいけれども、将来農業公社で使ってもいいとか、そういうことを考えていれば必要かとは思ってもみたり、そんな悩みはあったのかないのか、無理だと思ったのか。

○小岩畜産課総括課長 ただいま委員からお話がありました石れきのクラッシャーでありますけれども、我々も検討いたしました経緯がございまして、これは国の補助事業も入れたりしてやっておりますけれども、実際に遠野のエリア等では若干動いておりますが、効率が非常によろしくないということもございまして、従来の方で進むのが対象となっている状況にはございます。いずれ実際に検討に入った経緯はございます。

○高橋孝眞委員 さっき農業大学の募集の話がありましたけれども、できるだけ定員割れを起こさないようにということなのでしょうけれども、年々卒業生のレベルが非常に下がってきているのではないかと。一定の基準で生徒を入学させることにしていけないと、他に影響を及ぼすのではないかと私は思うのです。私の農場に、10年前は2人ほど採用しましたし、その後五、六年前から採用しているのですけれども、非常にレベルが落ちてしまっていると思っています。少し考えて入学させるべきではないかと思います。そのことが濃密な指導ができることであり、検討するのがいいのかどうかまた別として、最終的にはその方々が担い手として残っていくのではないかと思います。答弁はいいです。

○工藤勝博委員長 答弁はいいですか。

○高橋孝眞委員 もし、部長、何かありましたら。

○小原農林水産部長 委員から最近卒業生のレベルが下がっているという御指摘をいただきました。このような指摘をいただくことのないように、改めてしっかりと指導していきたいと思っております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決

定いたしました。

次に、議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当農林水産委員会に付託された別表第 6 の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉振興・衛生課長 それでは、議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 2 ページ目をお開き願います。本条例のうち、農林水産部関係は 71 ページになります。説明に当たりましては、お手元に配付してございます資料により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨ですが、薬事法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。これは、平成 25 年 11 月 27 日に交付された薬事法等の一部を改正する法律により新たに再生医療等製品販売業の許可制度が設けられたことなどから、新たな手数料の設定や条例で引用している条文の整理が必要となったものであります。

2 の条例案の内容の（1）ですが、動物用医薬品の販売等に関する事務手数料につきましては、岩手県手数料条例別表第 6 において農林水産事務関係手数料として定められるところですが、この別表中に第 32 の 2 及び第 32 の 3 として動物用再生医療等製品の販売業の許可の申請及び更新に対する審査の手数を新たに追加するものでございます。

条例案の内容の（2）ですが、薬事法の題名が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改められたこと等に伴い、所要の整備を行うものであります。

なお、施行期日ですが、平成 26 年 11 月 25 日から施行するものであります。

以上で私からの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○渡辺幸貫委員 動物用再生医療とは何なのですか。

○千葉振興・衛生課長 再生医療等の製品と申しますのは、動物の細胞を培養しまして加工を施したものでありまして、動物の体の構造、または機能の再建、修復、形成等に使用するもので、動物の疾病の治療、予防等に使用するものでございます。また、遺伝子治療の目的としても、動物の細胞に導入して使用するものと規定されております。いわゆる i P S 細胞等、将来再生医療等の技術の実用化を目指して事前につくられたものでございます。

○渡辺幸貫委員 多分そうだろうとは思っただけけれども、本当に動物にあるのですかという、具体的にあるのですかということです。

○千葉振興・衛生課長 人の医療分野で進んでいるものでありまして、まだ動物でこういった製品が開発された状況ではございません。

○工藤勝博委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案（その 2）の 109 ページになりますけれども、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。議案第 26 号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、吉里吉里漁港災害復旧（23 災県第 618 号）工事、工事場所は上閉伊郡大槌町吉里吉里地先、請負者は株式会社佐賀組、住所は大船渡市盛町字田中島 27 番地 1、契約金額につきましては当初契約額が 6 億 3,420 万円、今回変更額が 7 億 9,607 万 5,897 円であります。

2 ページ目をお開き願います。工事概要について記載しております。下にあります平面図をごらんください。吉里吉里漁港の本港地区の北側に位置している防波堤、延長 175.86 メートルを復旧するものであります。真ん中の写真は、左側が被災状況、右側が平成 26 年 8 月末時点の復旧状況を示しております。防波堤は、震災津波によりましてほとんどが倒壊し、また全てが沈下しましたが、8 月末時点でおおむね復旧しております。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で 4 回目の変更となっております。今までの変更内容の主なものについて御説明いたします。第 1 回変更は、発注のための設計書を作成したときと契約になったときで資材価格等に差があるため、請負者からの請求により単価適用年月を変更したものであります。第 2 回変更は、工事施工範囲で確認された飛散したブロックの破碎及び撤去個数を増にしたものであります。工事着手前に海中調査を行った結果、工事施工範囲に破損しているブロック等が多数確認されたことから、変更ではそれらブロック等の破碎撤去に係る経費を増としたものです。第 3 回変更は、破碎撤去したコンクリート殻の分別作業量の増に伴い、工期を変更したものでございます。第 4 回変更、今回は主に当初契約以降の労務及び資材の単価上昇による増となっております。

説明資料 3 ページには、上段左に吉里吉里漁港本港地区の全体平面図に施工箇所を示し

たもの、上段右側には施工状況等の写真と大幅に増となったブロック等の破砕撤去数量、下段には漁港施設被災前後の航空写真を載せてあります。

なお、吉里吉里漁港全体の復旧終了は平成 27 年末を目標にしております。

以上、吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**高橋孝眞委員** インフレスライド条項ですけれども、労務費及び資材等の単価上昇ということですが、労務費はいつの時点でどういうふうにも上昇して、どういう単価であって、今回の変更の単価についてはどういう数字かということと資材等についてももう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○**佐々木漁港漁村課総括課長** 第 1 回の変更の単価適用年月の変更と申しますのは、当初は平成 24 年 9 月単価で積算しておりました。契約になりまして、その後はその時点での単価ということで、平成 25 年 1 月単価を採用して積算をしております。この結果、トータルでの数字になりますけれども、約 3,000 万円ほどの増になっております。工期が平成 24 年からここまでということで、その間の資材単価等の上昇もありまして、それを今回の変更で加味するものでございます。これもトータルになりますけれども、1,200 万円を超えるような増になっております。

○**高橋孝眞委員** 具体的に労務単価というのは幾らの単価で、今回幾らの単価に変更したか。例えば生コンクリートが幾らの単価だったのだけれども、今回どういう単価で修正をしましたという意味合いでお願いをしたのですが。

○**佐々木漁港漁村課総括課長** 労務費の関係でございまして、普通作業員の単価につきましては平成 24 年 9 月時点では 1 万 1,800 円でございます、これは平成 25 年 1 月時点では変わりませんが、今回の平成 26 年 3 月時点では 1 万 6,100 円までアップしている状況でございます。それから、潜水士につきましても、平成 24 年 9 月時点では 2 万 8,000 円です、1 月時点では変わらないですけれども、平成 26 年 3 月時点では 3 万 8,300 円に上がっている状況です。

それから、コンクリートですけれども、平成 24 年 9 月時点では 1 万 6,000 円だったものが平成 25 年 1 月には 1 万 7,800 円で、平成 26 年 3 月は 1 万 7,800 円ということで推移しております。

○**高橋孝眞委員** この変更での適用の年月日というのは、いつからになるのでしょうか。

○**佐々木漁港漁村課総括課長** 第 1 回変更で変更した単価の適用月日は、平成 25 年 1 月単価になってございまして、それ以降は今回までの労務と資材の単価上昇を計算した上で、第 4 回変更で入れ込むものでございます。あくまでも第 1 回での変更の平成 25 年 1 月単価であるわけですが、現時点では平成 26 年 3 月時点での単価を加味して設計をしております。

○**高橋孝眞委員** 平成 24 年 9 月に単価を修正をして、1 回目の契約をしまして、変更

しましたということですね。そうすると、今回の分については、単価を現時点の分で過去にさかのぼってというのはおかしいのではないかとこのことを言いたいわけなのですけれども、どうなのですか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 第1回の平成25年1月単価で1回目の変更をしました。それから、これまでの間に単価の変更があった場合については、その時点での出来形図については平成25年1月以降の単価を使って積算しております。さらに、今回は第4回変更でございますけれども、それ以降今回まで単価変更がございましたので、その平成26年3月単価を使って積算しております。

○高橋孝眞委員 そうすると、最終的には毎月毎月単価を例えば、人件費だったら人件費を見直しをしながら、変更が出てきた時点以降を変えていくという整理をして、今回の変更と解釈してよろしいのですね。そうすると、過去にさかのぼってやるということだから、毎月毎月の変更をしているとかしていないという意味合いの整理はどこでやられるのですか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 業者からは、例えば、今契約して3カ月たった時点でインフレスライドのことで請求がございます。また何回かあるわけですがけれども、その都度ではなくて、それらをトータルして、大体最終的な変更でやる形が多いと思います。

○高橋孝眞委員 そうすると、業者から請求があつて、こういう金額で支払いましたよということを認めてやるということですか。そうすると、例えば、別個な事業をやっている人の労務費単価と、今回の事業の単価とは労務費単価が違っていてもいいということになるのですか。今のことから見ますと、そうになってしまう気がするのですけれども、どうなのでしょう。

○佐々木漁港漁村課総括課長 契約と契約の間で、あくまでも業者からインフレスライドの請求があった時点で、県では発注者をその時点で出来形を押さえまして、それまでのものについては単価の上昇分について積算します。その後、また3カ月ぐらいして、出来形ができた時点で、単価上昇があった場合については、その時点でやるケースもありますし、積み重ねていって、最後の変更でやるケースもございます。

○高橋孝眞委員 それはそれでいいのですけれども、そうすると工事ごとに労務単価というのは違うことになることもあり得るということなのですかという意味です。

○佐々木漁港漁村課総括課長 労務単価とか資材単価については、公共事業の単価ということで一般的に公表されている単価であります。それで、最初積算しまして、その後現場が動いた時点で単価が上がっていったりするわけです。ある時期で、業者からここまでできたのだけれども、インフレスライドの影響があるから請求しますよという話が来ます。その時点での出来形を確認した上で、それに対してその時点で適用する単価を考慮して積算をし、アップ分を計算するということになります。ただ、それを毎月毎月やるわけにいかないものですから、業者のほうでも、年に例えば3カ月置きとか、インフレスライドの積算をし、それを積み重ねていきまして、最後の変更のところでやるというケースが多い

かと思えます。

○小野共委員 そうすると、業者から請求があったものは、上がった分は全て面倒を見るということですか。どのぐらいの上がり方でも全て見るということなのですか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 あくまでも業者からの請求があって、それをもちろん確認した上での対応になります。

○小野共委員 実際の単価がどうなっているかというのは当然確認するのだろうと思いますけれども、確認がとれれば、それは全部払うのですかという話です。何の基準もなくと言えば語弊ありますけれども、確認がとれれば払うのですか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 基本的にそういう形で支払うような形になります。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

それでは、この際午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○工藤勝博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部からの発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木漁港漁村課総括課長 午前中に御審議いただきました議案第26号に関しまして、小野委員から質問いただきましたけれども、その内容につきまして説明不足がありましたので、補足させていただきます。

委員から受注業者が言ってきた単価をそのまま使用して設計変更しているのかというお尋ねがございました。これにつきまして労務単価やコンクリートなどの使用資材単価は物価上昇などを考慮しまして県が統一の単価として公表しております。受注業者は、物価上昇があった際に県に対してインフレスライドの請求を行っております。県は、受注業者が申請した年月日以降における県公表の最新の労務資材単価を用いて設計変更を行うこととしており、受注業者が請求してきた金額で設計変更しているものではございません。よろしく申し上げます。

○工藤勝博委員長 次に、議案第27号越喜来漁港防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契

約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の変更契約議案について御説明いたします。

議案（その2）の110ページになりますが、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。議案第27号越喜来漁港防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、越喜来漁港災害復旧（23災県第53号、第118号）工事、工事場所は大船渡市三陸町越喜来地先、請負者は株式会社佐賀組、住所は大船渡市盛町字田中島27番地1、契約金額につきましては当初契約額が8億7,780万円、今回変更額が11億5,234万6,281円であります。

2ページをお開き願います。工事概要について記載しております。まず、左にあります平面図をごらんください。越喜来漁港のほぼ中央部に位置している東防波堤、延長255.5メートル、護岸、延長126.7メートル、マイナス2メートル物揚げ場、延長25メートルを復旧するものであります。

真ん中の写真は、左側が東防波堤の被災状況、右側が東防波堤の平成26年8月末時点の復旧状況を示しております。

また、その下は護岸とマイナス2メートル物揚げ場の被災状況を示しております。

東防波堤は、震災津波によりほとんどが倒壊し、また全てが沈下しましたが、8月末時点でおおむね復旧しております。

変更契約の理由ですが、本工事は今回で4回目の変更となっております、今までの変更内容の主なものについて御説明いたします。第1回変更は、平成24年度の出来形に合わせて年度支払い限度額を変更したものでございます。第2回変更は、建設資材の確保に時間を要することから、工期を変更したものです。第3回変更は、再利用できないブロック等が海中で多数確認されたことから、それらブロック等の破砕、撤去に係る経費を増としたものであります。第4回変更、今回は主に破砕、撤去したブロック等の運搬に係る経費の増とこれまでの労務及び資材等の単価上昇による増です。第3回変更と第4回変更につきましては、工事着手前に海中調査を行った結果、ブロック等の多くが破損し、再利用できないものであったことから、破砕、撤去、そして運搬に係る経費を増としたものが主な理由であります。

説明資料3ページには、上段左に越喜来漁港の本港地区の全体平面図に施工箇所を示したものの、上段右側には施工状況等の写真と大幅に増になったブロック等の破砕、撤去数量、下段には漁港施設被災前後の航空写真を載せてあります。

なお、越喜来漁港全体の復旧終了は、平成27年度末を目標にしています。

以上、越喜来漁港防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○瀧澤管理課長 議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案（その 2）の 120 ページをお開き願います。議案の事件ですが、北上市流通センター 24 番 24 号の北日本重機有限会社を相手とするものであります。損害賠償の額は 4 万 3,902 円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因ですが、平成 26 年 8 月 19 日に岩手県林業技術センターの職員が同センターの矢巾試験地内の草刈り作業を行った際、同作業中に誤って跳ね上げた小石が同試験地内に停車していた相手方が所有する自動車に衝突したことにより車両が破損したことによるものであります。

以上の件について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定

いたしました。

次に、議案第 40 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼副部長兼農林水産企画室長** 補正予算の追加議案について御説明を申し上げます。

議案第 40 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、議案（その 4）の 3 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額を 5 億円追加しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の 4 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業金融対策費の米価下落緊急対策資金貸付金は、平成 26 年産米の価格下落により影響を受ける農業者の当面の資金繰りを支援するため、JAいわてグループと連携し、米価下落緊急対策資金を創設し、その資金を貸し付ける農業協同組合に対して無利子で貸付原資の一部を預託しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**喜多正敏委員** この予算額を定めた積算の根拠、それから利用の見込み等について伺いいたします。

○**高橋団体指導課総括課長** 今回の資金の額をどのようにして計算したかということでございますが、その融資総額、融資枠でございますが、20 億円としたところでございます。この積算に当たりましては、前回平成 22 年度でございますけれども、同様の資金を創設したときの考え方を参考に設定しております。今回の平成 26 年産米の概算金の引き下げによります減収額に、この資金の利用割合を 3 割程度と見込みまして計算したところでございます。3 割程度につきましては、今月 10 日から 16 日にかけて実施した農家等への緊急調査の結果でございますが、その中で資金の借り入れで対応を予定と回答した割合が 3 割程度であったということから、3 割というふうにしたところでございます。設定に当たりましては、JAいわてグループの意見も聞きながら進めたところでありまして、緊急のつなぎ資金として必要と思われる価格を設定したところであります。

利用見込みでございますが、参考となりますのが平成 22 年度と同様の資金——もう一つの参考ということにはなりますが——参考までに平成 22 年度の事業の実績を見ますと、116 件で 5,000 万円程度の利用がございました。ただ、平成 22 年度の場合は 12 月から 3 月までであったということで、時期が遅くから始まったということもございまして、今回の資金は今月 10 月から来年の 7 月までを貸し付けの期間としておりますので、相当の借り入れがあるものと見込んでございます。

○**喜多正敏委員** 前回は 116 件で 5,000 万円ということで、今回は手厚く対応するとい

うことについてはいいと思うのですが、一つの資金が入ってくる、出てくる時間的な差、あるいは入ってくる額が減ったということで、調整する機能はあると思うのですが、そもそも収入が減っているということについての対応ということでは、まだ不十分ではないかと。これから実際の米の販売が始まり、早期販売をめがけていって、産地間競争もある中で、さらに価格がどうなるか。もう少し弱含みになって展開していくのではないかと、ということも思いやられるわけであります。一般質問で質問したときに、米価下落緊急対策資金などにより経営安定を支援すると。そのほか、米のコストの低減など生産に対する有利販売や消費拡大など販売対策を内容とする新たないわて純情米生産販売戦略を策定したと答弁がありました。この新たないわて純情米生産販売戦略については、いつごろどのような内容で、緊急的な米価下落に対して効果があるのかどうかも含めて、どういうふうに進めていくのか、また一方緊急融資のほかにこうした状況の変化に応じて新たな対策が検討されていくものか。

そして、今来年度の予算編成を迎えているわけでありますけれども、予算編成の中でこうした対策が戦略と連動するのかどう予算編成に向けてこうした対策が盛り込まれているのか、どのようなことが考えられているのかお伺いしたいと思います。

○**星野水田農業課長** 新たないわて純情米の生産販売戦略でありますけれども、これにつきましては中長期的な戦略ということで、平成 30 年から生産目標面積の配分がなくなるわけでその間に取り組むということで、平成 29 年度から対応を考えております。それで、現時点では6月に開催しました県と農業団体で構成しております元気な地域農業推進本部会議で、骨子が認められてございましたので、12月に市町村に米の生産数量目標を配分する会議ございますので、その時点では骨子という形で発表したいと思っています。最終的には、戦略という形で来年の2月に策定して公表したいと考えています。その中で、高品質の米の生産だとか、低コストの環境とかということをお今の戦略の中で取り組んでございます。あとは、新たな対策ということでございますけれども、平成 27 年に向けてはやはり今一番の保険というのはナラシ対策でありますので、2割の収入減少のナラシ対策に入っていただくこと。あとは食用米がこういう状況でございますので、飼料用米に円滑に転換を図るように指導をして推進していきたいと考えております。あと、国から産地づくり交付金というのが来てございまして、平成 26 年は 21 億円きていますけれども、今まで市町村に全額配分していたものを平成 27 年からになると思うのですが、県の推進枠というのを設定しまして、飼料用米だとか、転作だとか、そういった取り組みを推進していきたいと考えております。

○**喜多正敏委員** 今回の米価下落については、先ほどもるる質疑が交わされたわけでありまして、小規模農家が非常に厳しいというところもあり、また逆に言えば販売農家は5ヘクタール、4ヘクタール未満の農家が圧倒的に占めているわけですので、規模別にある程度の対策も打っていかねばならないのではないかと思います。集落営農とか認定農業者という話もありましたが、小規模な農家についても何か振興策なり

考えておられるのかどうかお伺いします。

○**星野水田農業課長** ひとめぼれ地帯であれば3ヘクタールまで作付面積を拡大していただいて、ナラシ対策に入れば今回のような事態でも生産費をまかなうことができる利用集積という形で推進してまいります。どうしてもその規模に持っていけない方も相当おられると思いますので、集落営農として規模を拡大してコストを下げる取り組みを支援していきたいと考えています。

○**喜多正敏委員** そこで、先ほどお話し申し上げましたけれども、集落営農に入っていないとか、ナラシ対策に入っていないとか、そういう農家を特定をしないと対応できないということで、やっぱり早急に相手方を明確にすることが必要ではないかと思っています。そうしたことについて、農業政策の改革、変更が矢継ぎ早であって、受け入れるほうがこのための問題とか、あるいはほかのこの問題だとか、それから営農組織がおくれているという部分もあるので、具体的にスケジュールを組んで早目早目にやっていくということが一つ。先ほどもありましたけれども、小規模事業者はこういう格好で作付をしていくのだと、共同作業をしていくのか、集落営農に入るのか、具体的な条件に応じた営農をどうしていくかということとともに、工業でいうとプロダクトミックス、何と何をかけ合わせて足していく、そういうことを明確にしていく必要があるのではないかと。そのためには、やはり明確な目標を、例えばこのぐらいの面積、あるいはこのぐらいの規模の農家を集合して何件つくっていくとか、集落営農をどのくらい持つていくとか、具体的な根拠がないと、手を打っていくというだけでは間に合わないのではないかと思うのです。そうした時系列的な計画も必要だと思うのですが、対象を明確にして、その辺はどうお考えですか。

○**星野水田農業課長** 確かにおっしゃるとおり対象を明確にして入れるということが大事だと思います。来年産に向けて取り組みたいと考えています。ナラシ対策に入るのが有効ですといったことだとか、ちょっと飼料用米に取り組むとこういうことで食用米よりも有利だとか——小手先の話になって申しわけないのですけれども——そういったことをまず緊急にやりながら、地域、市町村ごとに設置されます地域農業再生協議会の方々と意見交換し、地域の事情を聞きながら取り組みを応援していきたいと考えます。

○**高橋孝眞委員** 5億円の貸付金の枠ということなのですが、先ほどの枠の内容についてはわかりました。JAグループに預託をすることによって、総額が20億円になりますということなのですが、JAグループにこだわって今回の対策を講じるのかどうかということです。米そのものの農業協同組合システムのシェアというのは50ないし60%なわけでありまして、そのことを含めると、あえてJAグループだけにこだわる必要性はなかったのではないかと思いますし、こだわる必要はないのではないかとすることがまず一つであります。それからこれはナラシ対策ですから、短期的な対応としてはこれでいいのかもしれないかもしれませんが、さっきの金額を個別に見るとかなり収入減になっている部分が多いのではないかと思います。ナラシ対策に入っている人は100%だというわけではなかったもので、そういう意味合いで言うと長期的な資金ということも必要なのではないかとと思う

わけです。これはどのように考えるか。今後の対策としてどう考えるかということです。

それから、戻りますけれども、貸し付けは無利息ということですが、利子補給という意味合いでも支援対策あると思うのです。どうして利子補給にならなかったのかということを含めてお願いをしたいと思います。

○高橋団体指導課総括課長 まず、JAグループとの連携という点でございますが、米の関係につきましては県内ではやはりJAグループが大きな位置づけにあるということから、連携したということでもあります。平成22年度の対応の際にも同様にJAいわてグループと連携しながら進めた経過がございました。ただ、貸付対象者につきましては、米の販売農家全てと設定してございまして、実際には窓口は各農業協同組合ということになります。全ての米の販売農家とすることで調整を進めて、その調整は済んでいるところでございます。

あとは、長期資金の対応についてでございますが、今回の資金はあくまでも緊急対応ということで、つなぎ資金の性格のものでございまして、長期資金といたしましては既に農林漁業セーフティネット資金というものがございまして、これは、災害のときもそうですけれども、経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対する金融措置ということでございまして、おおむね10%以上の影響があった際に借りることができるものでございまして、償還期間は10年、据置期間3年という制度が設けられてございます。

また、先ほどの資金につきましては日本政策金融公庫が扱うものでございまして、各農業協同組合及び岩手県信用農業協同組合連合会が扱うものといたしましては、農業経営負担軽減支援資金というものがございまして、15年以内で農業経営の改善を図るため基本債務の負担軽減を図るということで、借りかえなどにも使えるという資金が用意されてございます。また、加えまして、前向きな設備資金、これから設備も充実させて取り組んでいくということになりますと、設備資金と運転資金組み合わせた資金ということで、農業改良資金でありますとか農業近代化資金、また農業経営基盤強化資金ということで、スーパーLと言われている資金も用意されているところでございます。

あと、利子補給の検討はどうだったのかということでもございましたけれども、利子補給につきましては、実際に緊急という性格上できるだけ早くこの資金を出したいということがございまして、利子補給の制度になりますと規則を制定したり、県が利子補給する際に承認をしていくという手続をやっていくことになるので、農業者がいち早く借りられるようにするということから、今回のようなスキームの資金が必要ではないかという結論でございまして。

○高橋孝眞委員 農家が全部農業協同組合に出荷しているわけではないことから見ると、借り入れをする場合については農業協同組合からですと、ナラシが決まるまでですということ、農家自身が利用しないにもかかわらず農業協同組合から無利息で借りる格好になってしまうのです。そういう仕組みでいいと言われればそのとおり、あなたも農業協同組

合の役員ではなかったかと隣で言われると厳しいのですけれども、資金対応がどんどん変わってきているので、必ずしもそこだけでなくていいのではないかと、5億円については県に利息の負担があるわけですが、農業団体から見ると15億円の負担をしていくということになりますので、利用しない人たちに対してまでも利息負担をする格好になるわけです。そういう意味合いでは、他の金融機関だってよかったのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

もう一つ、さっきいろいろ資金があると、長期資金はあるというのは、今までの既存の部分でありまして、今回の災害によっての新たな長期的な支援というものは考えられないのかどうか。例えば償還する部分について、投資をしている機械代をどう払うかというのは、多分厳しい状況に入っている。そういうものを3年なり5年なりの期間で支払えるような仕組みとしてできないのか、新たな制度というものはできないのかということをお願いしたかったのですけれども、どうなのでしょう。

○高橋団体指導課総括課長 JAが窓口になっている中で、なかなか使いにくい面があるのではないかとのお話がありました。それについては、岩手県信用農業協同組合連合会と事務的な調整などをして、そういう形にならないように進めたいということでもございます。実際に緊急資金をつくるに当たりまして、一般の金融機関全体と調整していくのは時間的に難しかったという実態面もございます。今回、早くつくりたいということで、このような形をまず進めたというのも一面ではございます。

あとは、長期の資金をできないかということでもございましたが、先ほどお話しさせていただいたような低利の資金が用意されているということもございまして、今回の緊急対応ということでの資金ということで作らせていただいたので、このような形にさせていただきました。

○高橋孝眞委員 わかりました。これからの農業のことについても十分農業団体と協議しながら進めていく必要があると思っています。今回のような資金の貸し付けを速やかに進める方法で農業団体とあらゆる協議も速やかにやってもらえればと思いますので、お願いをして終わります。

○後藤完委員 関連させていただきますけれども、緊急対策ということでやられるのは結構なのですが、今回は米価の変動があったと。これは、ことだけではなくて来年、再来年といく可能性はありますね。そういう状況の中で、今回この資金を借りるという方々は果たしているのかどうかということ。償還が難しくなってくるということを前提に考えた場合、幾ら系統利用であっても希望者は少ないのではないかなと思うのですが、その辺の見解がもしあればお聞きしたいし、それから系統外利用の方々は絶対借りられないと思います。農業協同組合ではいいと言わないと思いますので、その辺も農業者全般にわたって配慮できる部分を考える必要があるのではないかと。設備投資の資金にもやったほうがいいというお話がありましたけれども、近代化資金なり農業改良資金だって利子補給の対象として暫定措置というものをとらせていただくことも可能ではないかと。もし市町村で今

回のようなものに対しての利子補給を掲げている市町村があればお聞きしたい。

○高橋団体指導課総括課長 今回の資金は、つなぎ資金という性格でございます。つなぎ資金ということですので、入ってくる資金までのつなぎということでございます。基本的に交付金が来年の6月に入ってくるということをまず一つのスキームとして考えているものであります。そのほかにも、兼業農家もあるということで、他の作目の収入ですとか、給与所得などもあるということで、それらが入ってくるまでのつなぎの資金になると考えているものでございます。

あとは、系統外利用の関係でございますけれども、これは岩手県信用農業協同組合連合会との打ち合わせの中でも、いろいろ意見を交わしたところでございます。そのようなことがないようにしっかりと各農業協同組合を回って、こういう制度なのだということを説明していただけるということで調整を済ませているところですので、各農業協同組合で使われないことはないと考えているものでございます。

市町村の利子補給でございますが、現時点では承知していないところでございます。

○渡辺幸貫委員 さっき喜多委員の質疑で、3ヘクタール以上の農家を対象にしたナラシ対策のパンフレットみたいなのを出したいという話がありました。ただ、今集落は集落営農で10年たちその間、集落営農すれば補助金がもらえるからやってきました。そろそろ10年になったから全国農業協同組合中央会が法人化しろと、そうやって盛んに勧めている。ところが、米価下落になって、法人化しますとそれは相保証ですから、誰がその赤字になったのを払うのだという問題になってきます。それで、法人化というのはかえって農家の対人関係を、地域の中の対人関係を悪化させるというのですか、そういう局面に今入っているのだと思うのです。それでもなおかつ今の3ヘクタールなんていうパンフレットが出てくると、何か地域の人が誤解をするというのですか、法人化しなければだめなのか、でもやってしまったらもうみんな65歳以上ですから、そうすると1人欠け、2人欠け、その中でやめていく人がいる。そうすると、ますます俺の持ち分はどうなのだと、非常に微妙な問題です。今の御返答を聞いているとそういう文面がもしかしてあったら大変だなと思って、法人化に対する見解をただしながら、気になったのでお聞きしたいと思います。

○下村農産園芸課総括課長 ナラシ対策での集落営農組織での法人化の件でございますけれども、確かに現在までのナラシ対策においては、集落営農組織を形成して加入する場合には、5年後法人化する計画を提出して取り組むということになってございますが、必ずしも途中5年たって法人化できなかったからといって、それまでのものを返せという話ではなくて、改めて改善計画をつくって延長する形でこれまで取り組みがなされてきたところでございます。

なお、今国から説明受けているところでは、平成27年度以降のナラシ対策は、必ずしも法人化の要件は課さないとされております。地域の実情に応じて法人化したほうが最も効率的、得策なのか、あるいは法人化をしないで対応していったほうがいいのかは、地域

の実情においてそれぞれのところで検討していただくものと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 そのところが私は同じ思いで、私の地域に全国農業協同組合中央会の部長が来たときに、何を言っているのだと私が反論したら、みんなしゅんとなってしまって終わってしまった。だから、その辺を全国農業協同組合中央会としっかり話し合ってください。そうでないと、間違っただけで指導がなされる可能性が高いと、私は現にそう聞いて反論したのだから。その辺はよくやってやらないと非常に今迷います。米価が下がっているときに、法人化で相保証するという不安をみんな持っていますから、ぜひ5年間たって、もう一回更新して今10年目だよと、2回もやったから今度は法人化せよという迫り方をしていますから、その辺はよくやってください。それは要望です。返事は、これからやってもらえばいいです。

○喜多正敏委員 緊急つなぎだということはよくわかりますが、先ほど言ったとおり収入が減ったと。お金が入ってくるまでの間があるけれども、収入が減ったと、経営が不安定になったという側面があって、運転資金というのはそういう意味からも資金ショートする可能性があるからこうなるわけです。それで、今回はつなぎでいいのですけれども、来年、再来年、またどういう農業政策が出てくるかわからないけれども、収入が減っていつ手だてがないとなっているときに、おっしゃるとおり、需要対策だとか、飼料米転換とか、規模拡大とか、いろいろな手を打っているのだけれども、それが実るまでの間は時間がかかるわけです。そうしたところで、経営を模索していくために、体制を確かなものにするために、そうした意味の融資というのも必要ではないかと私は思うのです。そうしたことについてどうお考えになっているかということと、先ほど農業協同組合で十分大丈夫だというお話がありましたが、それは逆に農業協同組合はしっかりと頑張ってもらわなければいけないという気持ちはもちろんあるわけですが、今おっしゃるとおり米の集荷も農業協同組合は低下してきているわけです。では、今の本県の農家、農業団体において、設備投資なり運転資金なり、融資を、利子負担を含めてどのような割合で利用しているのか。融資を利用している割合に応じて融資の窓口を整備しているということも、それは非常に大変なことではないかと。後藤委員からもお話があったとおり、懸念があると思うのです。やっぱり組織がなければ、ちょっとお待ちくださいから始まると思うのです。あるいは農業協同組合を利用してくださいといったような、当然営業戦略的にもあるかもしれません。そういったようなことで、その実態はどうなっているか。

第3点目は、お話あったとおり、設備投資もしているわけですから、資金繰りに非常に困ってくると借りかえとか、利子とか、そういう手だてもおいおい講じていかなければならないのではないかと、融資の面から。そうしたことによって、先ほど次の対策はないかとお伺いしたわけですが、そうした点もやはり状況に応じてつかみ手を打っていく必要がある、協議をしていく必要があると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋団体指導課総括課長 長期の対応が必要になってくるのではないかとということで

ございますが、先ほどの話と若干重なりますけれども、長期の運転資金対応につきましては、そのような資金にしているということでございまして、先ほど言いましたような農業経営負担軽減支援資金というものでございますが、こちらは基準金利が 2.15%のところを県が 1.25%を利子補給をして、0.9%という低利で貸しているもので、15 年間の期間貸し出しをします。3年間の据え置きを設定することができるのですが、こちらですと営農債務の借りかえということで、借りかえにも使うことができるという形になっておりますので、このような資金についても紹介しながら進めていくということになるかと考えております。

あと、融資の利用割合についてでございますが、農業者がどのような金融機関を使っているかという具体的なデータはございませんけれども、農家である以上組合員ではあると聞いておまして、通常は、岩手県信用農業協同組合連合会に口座を持っていると聞いています。先ほど来申し上げていますように、JAの窓口との対応については、こちら也十分に協議、相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。

次に向けてということでございましたけれども、長期の運転資金、また設備資金について適切な資金について紹介しながら進めていくということになろうかと考えております。

○喜多正敏委員 問題は、資金繰りの話と、それから採算性でそもそも収入減少という話が二つあって、先ほどお話ありましたとおり、現行制度の資金融資制度があるとすれば、その利子補給を通じて支援をしていくとか、それは平常時の場合の提案というところから底なしに下がっていくような気がしているわけでありまして。そうしたことで状況がまるっきり違っていると、農業政策が全く変わってしまうということを見据えると、そうしたことに手を打っていく必要があると思うのです。よくよく農家の話を聞きながら、特に小規模、あるいは中堅も、本当に困っているようなところについて手だてを講じていく必要があるのではないかと。当然口座はありまして、農業協同組合は正規組合員より準組合員が多くて、口座はみんな持っているわけで、私も組合員であります。だから、口座を持っているという形式的な話ではなくて、ふだんお金を出し入れしているところから借りるというのが普通のパターンであるわけですから。ただ、それはもろ刃の剣でそういうことからすると農業協同組合自体の力も弱まることも、微妙なところがあるのですけれども、いずれ実態に合わせて、問題は農業協同組合も大事だけれども、農家が大事なわけです。そこら辺に合わせた対応をする必要があるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高田一郎委員 今度の融資、貸付条件、返済期間とか、今までいろいろと説明がありましたけれども、改めて自分の頭を整理する意味で、貸付条件、返済期間がどうなっているのかということが一つです。

それで、今も借りかえの問題がありましたけれども、特に専業農家とか、あるいは農業生産法人とか、大規模農家ほど大変になるのではないかなと思ひます。そういう意味では、

これまで融資を受けている方々に対する借りかえの対策について、先ほど 0.9%の利子で 15 年間、3 年据え置きという話がありましたけれども、これはどういう条件の人が借りかえできるのか。ハードルが高くないのかどうかということも含めてお伺いしたいと思います。

それから、相談窓口対策をしいて対応していきたいというお話がありました。きのうのマスコミの報道でも、県の機関では 22 カ所という話もありました。具体的にどこにどうという体制で相談窓口を設置するのか、このことも含めてお聞きします。

○高橋団体指導課総括課長 今回の資金の貸付条件等についてのお尋ねでございます。今回の資金につきましては、貸付総額 20 億円で、県の予算としては 5 億円ということでございますし、貸付条件の貸付利率につきましては無利子ということで、保証等につきましては無担保無保証、貸付限度額は平成 26 年産米の価格下落による減収額の範囲内ということでございます。考え方としましては、概算金の引き下げ額を基準として算出される額となっております。貸付対象者でございますが、米価下落による影響を受ける農業者ということで、広く対象としているところでございます。貸付期間でございますが、議決をいただければ、今月から来年の 7 月までを貸付期間と設定しているものでございます。

先ほど紹介させていただきました農業経営負担軽減支援資金でございますが、こちらは農業協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会、民間金融機関等が使う資金でございます。農業経営の改善を図るため不良債務の負担軽減を図るということでございます。借り入れの資格の考え方ですが、借入金返済額の一部を延滞、または延滞するおそれがあり、一定の要件を満たしている農業者ということになってございます。この資金につきましては、広く使われていると聞いているものでございます。

それから、窓口の設置の関係でございます。今週の月曜日、6 日から県内の 22 カ所に設置したところでございます。各広域振興局の農政担当と農業改良普及センターと県庁の団体指導課の 22 カ所、各現場から近いところに設置させていただいたところでございます。

○高田一郎委員 貸付条件も平成 26 年産の減収額の範囲内で融資ということですが、これは個々の減収額を確定するというのは簡単な作業ではなくて、事務が非常に煩雑になるのではないかという思いをしておりますが、その点はどういう形で減収額を決めるのか。それで、来年の 7 月までの返済ですけれども、これはどういう考え方からなのでしょう。代表農家になりますと、これまでも一定額の融資を受けて返済をしながら、そして今回の米価大暴落で農業収入が落ち込む状況ですから、農業協同組合の役員関係の中にも来年 7 月というのはどうなのかと。もう少し返済期間を長くしてやってほしいという要望もあるのですけれども、そういう形で 7 月にしたもののなか、もう少し猶予を持って対応できないのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、今回の県の対策というのは、融資制度でありますので、返さなければならぬので、新たな対策が必要だと思うのです。今のところ県内の農業協同組合の中では概算

金を上乗せするとか、農業協同組合独自で頑張っただけ対応しているところもあります。秋田県東成瀬村では、独自に 60 キロ 1,100 円農家に補助金を出しています。現在県内の農業協同組合、あるいは市町村でどんな独自の対策がとられているのか。また、東北 6 県でどういう対策がやられているのか、その点も参考に聞かせていただければと思います。

○高橋団体指導課総括課長 貸付限度額につきましてでございますが、平成 26 年産米の価格下落による減収額がどういうふうに設定されているかでございますが、具体的には今回の概算金の引き下げを基準として算出された額としておりまして、概算金と直接該当しない農業者という考え方でございますけれども、当該銘柄の米をつくっていると、量的にこれくらいつくっているということで、そこから推定して減収額の積算と考えてございます。

あとは、どうして貸付期間が来年の 7 月までかというお尋ねでございましたけれども、これにつきましては国の経営所得安定対策交付金の交付、支払いの考え方が来年の 6 月ぐらいまでには支払うということでございますので、6 月までで 1 カ月ほどの余裕を見て 7 月までと整理したところでございます。緊急のつなぎ資金ということで、このような形にしております。

あとは、東北 6 県の対応ということで、私からは資金の関係で承知しているものについて紹介させていただきたいと思います。東北 6 県につきましては、山形県が米価下落対策緊急資金制度というものを先月創設しておりますし、秋田県も先月稲作経営安定緊急対策資金という形で創設しているところでございます。

○上田流通課総括課長 概算金引き下げに伴います単独農業協同組合での上乗せの状況の御質問でございますが、県内の農協ではまだ対応について決めていない農業協同組合が 1 カ所ございますが、見てみますとそれぞれ 60 キロ当たり 400 円ないし 1,200 円程度の上乗せを決めているところでございます。各農業協同組合の状況に応じての金額設定と聞いているところでございます。

○下村農産園芸課総括課長 他県での取り組みの状況でございますけれども、本県と同じようにつなぎ資金の無利子融資の取り組み——東北内だけ把握してございますが——秋田県と山形県で同様な取り組みを実施することが決まっているところでございます。それから、宮城、秋田、山形各県で本県同様相談窓口を設置すると聞いてございます。

それから、農業協同組合独自の取り組みでは、県内の中では花巻農業協同組合で資材費の一部を助成すると聞いてございます。

○上田流通課総括課長 ただいま概算金引き下げに伴います単独農業協同組合での上乗せの状況を御説明申し上げましたが、他県の状況については、新聞報道等で他県での動きがあるやに聞いておりますけれども、詳細については把握しておらないところでございます。

○高田一郎委員 全体として融資制度ということですから、いずれ返済をしなければならぬということ。喜多委員からもお話がありましたように、大幅に減収するわけで

ありますから、新たな対策というのは私も必要だと思います。県の先ほどの答弁だと、規模拡大してナラシ対策に加入する、集落営農組織をつくっての規模拡大、飼料米対策という話がありましたけれども、一般質問を聞いても、きょうの話を聞いても、これでは農家の方々も意欲を持って再生産を頑張るという気持ちにならないのではないかと思います。

それで、今月末に国に対して要望申し上げるということはわかるのですが、この融資対策では生産意欲も湧かないと思うのです。県としても、新たな対策を検討する時期になりますけれども、種もみの購入に助成するとか、いろんなことが考えられると思うのですが、その辺は何か検討はしていないのでしょうか。

○**下村農産園芸課総括課長** これから平成 27 年産米の生産に意欲を持って取り組んでいくため、先ほど 12 月ごろまでに新たな米の戦略をまとめる、2月に策定、公表というスケジュール感を申し上げましたけれども、新しい戦略を現在関係団体と議論しながら取り組みを進めているところでございます。そういった来年以降の取り組みについて、どういった支援が必要なのか、あわせてこれから検討して、来年度の予算に反映できるかできないのかも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○**高田一郎委員** それで、なかなか大変なのですが、先ほど5ヘクタール以上の農家は黒字になるのだというお話もありました。逆に5ヘクタール以下の農家というのはかなり大変でないのかという思いをしております。今岩手県内の5ヘクタール以下の経営体の数、面積というのはどの程度になっているのでしょうか。

○**星野水田農業課長** 2010年の農林業センサスを見ますと、販売目的で水稻を作付をしている農家の規模の割合なのですが、面積が3ヘクタール以上で5.8%、4万1,860経営体のうち2,428経営体が3ヘクタール以上でございます。5ヘクタール以上は1,054経営体、率とすれば5ヘクタール以上は2.5%となっています。

○**高田一郎委員** 面積はわかりませんが、岩手県全体の経営体の中で5ヘクタール以上がわずか2.5%ということですから、97.5%の経営体がかかなり厳しい状況に追い込まれているわけです。しかし、この97.5%の経営体こそ、本当に食料生産に励んでいる農業の果たす多面的な機能を大いに発揮するために頑張っている農家だと思うのです。こういう方々が今大変になっている中で、融資だけで本当にいいのかという思いをします。国が作況指数を見てこれから対策をとると言っているのですが、こういう今の経営体の実態、あるいは5ヘクタール以上の農家しか黒字になれないと。黒字といっても、どれだけの黒字になるか。再生産ができる、本当に生活できるような黒字になるかどうかというのは、また違うと思うのです。そういう中で、県として、新たな対策はどうしても必要だと私は思うのです。来年度予算編成はこれから本格的な作業に入るわけですが、農林水産部として今の時点で何か考えていることがあれば部長からお聞きしたいと思います。

○**小原農林水産部長** 米の価格下落に伴う対応でございますが、本日もさまざまな委員から御指摘いただきました。今回提案させていただいているこのつなぎ資金は、あくまで

一時的なものであるという認識でございます。まず、当面これだけは急いでやらなければならないだろうということで御提案させていただきました。

米でございますが、全国的な需給の状況、需給緩和といったものが大きな要因と考えてございまして、やはり基本的にはまず国において考えていただきたいと。国からも今のところはナラシへの加入以外の具体的な話というのは、まだ聞こえてはおりません。まず国においての対応、対策について見たいという思いはございます。もう一方で、県としてやはりやらなければならないもの、一つは経営対策、二つ目として生産対策、三つ目は消費、販売対策、基本はとにかくこれは物の価格ですから、安くつくって高く売ることが基本なわけでございますので、まずこの経営対策としましては本日のつなぎ資金のほかに、資金の既貸付金の償還猶予の要請も今日1日付で金融機関と協議を行っております。あとは、直接支払交付金の早期支払い、前払いを要請いたします。それらの状況を踏まえて、推移を見ながら、さらに新たな対応が必要なかどうか、これで終わりというものではなくて、引き続き検討してまいりたいと考えています。

生産対策につきましても、やはりおいしい米ということで良食味米の生産の推進、低コスト化をどのようにして普及していくかと。消費拡大、販売についても、知事もこれが地域経済にとっても大きな問題、重要な問題であるので、全庁を挙げた取り組みが必要であると。全庁を挙げた取り組みで、まずとにかく県内、そして経済界も巻き込んだ形で、米の消費拡大につなげていくべきだということで、検討するように指示を受けてございます。そういった形で、岩手の米の消費を伸ばすことによって有利販売に結びつけていきたいと。それらの具体的な生産販売戦略につきましては、来年2月に策定を予定しております、新たないわて純情米生産販売戦略の策定を、この中に位置づけてまいりたいということで、今回の案で終わりということではなく、今後もさまざまな御意見等を伺いながら再生産ができるような米づくりができるように県として努めてまいります。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

議案第47号根白漁港西第2防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木漁港漁村課総括課長** 漁港災害復旧工事の請負契約事案について御説明いたします。

最初に、議案（その5）の6ページをお開き願います。お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。議案第47号根白漁港西第2防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は根白漁港災害復旧（23 災県第 166 号ほか）工事、工事場所は大船渡市三陸町吉浜地内、契約金額は6億3,903万6,000円、請負者は株式会社佐賀組、住所は大船渡市盛町字田中島27番地1であります。

2ページをお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方式により行われたものであります。入札の経緯であります。入札広告日、平成26年8月29日、入札、平成26年9月24日、落札決定、平成26年9月26日となっております。入札参加申請者は1者で、入札参加者も1者となっております。入札の結果、株式会社佐賀組が5億9,170万円で落札したものです。

3ページは、入札調書であります。

4ページをお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、大船渡市三陸町の根白漁港でございます。工事内容につきましては、下のほうにあります平面図と写真をごらんください。施工場所は、朱色に着色している部分になりますが、図面左側から内港第2防波堤、マイナス2メートル物揚げ場と続き、西第2防波堤までを復旧するものであります。各施設の工事数量につきましては、資料に記載のとおりとなっております。被災状況は、全ての施設が沈下し、特に防波堤は多くが倒壊しています。

5ページ目をお開き願います。根白漁港の全体の平面図に施工箇所を朱色で示したものと漁港施設の被災前後の航空写真を載せております。現在旧港部の復旧工事はほぼ終了しております。また、根白漁港全体の復旧終了は平成27年度末を目標にしております。

6ページには、各施設の復旧に係る標準断面図を載せております。

以上、根白漁港西第2防波堤ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 48 号両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案書は、議案（その 5）の 7 ページとなりますが、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。議案第 48 号両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は両石漁港海岸災害復旧（23 災県第 550 号防潮堤その 1）工事、工事場所は釜石市両石町地内、契約金額は 28 億 1,245 万 1,819 円、請負者は株式会社銭高組・株式会社及川工務店特定共同企業体であります。株式会社銭高組の住所は、大阪府大阪市西区西本町 2 丁目 2 番 11 号、株式会社及川工務店の住所は釜石市新浜町 1 丁目 4 番 37 号であります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は施工体制確認型総合評価落札方式一般競争入札により行われたものであります。入札の経緯であります。入札広告日、平成 26 年 7 月 22 日、入札、平成 26 年 9 月 22 日、落札決定、平成 26 年 9 月 30 日となっております。入札参加申請者は 5 者で、入札参加者も 5 者となっております。入札の結果、株式会社銭高組・株式会社及川工務店特定共同企業体が 26 億 412 万 2,055 円で落札したものです。

3 ページ目は入札調書であります。

4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事場所は釜石市両石町の両石漁港でございます。中段の写真の左側は被災直後の状況で、津波により防潮堤が一部倒壊する被害を受けたところであります。右側の写真は現在の状況で、倒壊した防潮堤は撤去しており、手前の道路は奥側にある岸壁への漁業者の通行を確保しているものであります。平面図に施工区間を表示しており、延長 318.2 メートルの防潮堤を復旧する工事となっております。

説明資料 5 ページ目をお開き願います。両石漁港海岸の防潮堤のうち、国道 45 号と平行する区間の防潮堤の復旧工事を行うものであります。

6 ページには標準断面図を記載しております。防潮堤の構造は、地中に打ち込んだ鋼管ぐいの地上部にプレキャスト版を取りつけ、表面を被覆する形式となっております。これは、防潮堤の前面には物揚げ場と臨港道路があり、背後は国道 45 号と接する地形条件となっております。海側にも山側にも張り出すことができないため本構造を採用したものであります。計画天端高は、標高 12 メートルであります。既設の防潮堤の天端高は、標高 9.3 メートルでございます。

以上、両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査は終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 130 号米価安定対策に関する請願及び受理番号第 131 号政府による緊急の過剰米処理を求める請願、以上 2 件は関連ありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○下村農産園芸課総括課長 では、米価安定対策に関する請願及び政府による緊急の過剰米処理を求める請願について御説明いたします。

お手元の資料をごらん願います。まず、1 の備蓄の運営についてでございます。国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づきまして、備蓄の目標数量や備蓄の運営に関する事項を内容とします米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を毎年定め、備蓄の運営を行ってございます。

(1) に、本年 7 月 31 日に公表されました基本指針に定められております備蓄運営の基本的な考え方を箱書きの中に記載してございます。

①、適正備蓄水準は、これは 6 月末時点の数量でございます。3 枚物の A 4 縦の資料がお手元にあるかと思えます。その真ん中に箱書きがしております。基本指針に定められた備蓄運営の考え方でございます。

①の適正備蓄水準、これにつきましては 100 万トン程度としてございまして、この 100 万トンを備蓄し、備蓄期間はおおむね 5 年程度となっております。

③に、買い入れにつきましては、事前契約を基本といたしまして、一般競争入札によりまして、毎年 20 万トン程度買い入れてございます。なお、平成 26 年産の備蓄米につきましては、既に 26 年の 1 月から 4 月に全農や集荷業者等が入札してございまして、25 万トンが落札されてございまして、そのうち本県につきましては 1 万トンとなっております。

④の備蓄米は、非主食用として売却するということとしてございまして、大体毎年 20 万

トン程度売却されてございます。

⑤に、その売却につきましては、農林水産大臣が決定することとなっております。

下の段の（２）に備蓄の在庫の推移を載せてございます。国は適正備蓄水準を 100 万トン程度といたしまして、一定の保有期間を経過している米 20 万トン程度を非主食用として販売しておりまして、平成 26 年 8 月末の在庫量が 91 万トンとなっております。下の図の右から二つ目のところでございます。このうち平成 25 年産の備蓄米につきましては、6 月末時点で在庫量 18 万トンとなっておりますけれども、8 月に保管期間 5 年を超える備蓄米 25 万トンを米穀機構が保有しておりました平成 25 年産の米と交換いたしましたので、8 月末時点での 25 年産の備蓄量は 43 万トンとなっているところでございます。

また、基本指針に定めております平成 27 年 6 月末までの備蓄運営におきましては、一番右側になりますけれども、平成 26 年産の備蓄米を 25 万トン買い入れておりますので、平成 27 年 6 月までに 17 万トンから 25 万トンを非主食用に売却しまして、平成 27 年 6 月末の在庫量は 91 万トンから 99 万トンにするとしているところでございます。

2 ページ目をお開き願います。経営所得安定対策等について御説明申し上げます。（１）、経営所得安定対策等の仕組みについて箱書きをしております。表になってございますが、表の左側から米の直接支払交付金につきましては平成 22 年度から始まりまして、平成 29 年度まで実施することとしている交付金でございます。主食用米を生産数量目標に従って販売目的で生産した場合に、本年度から 10 アール当たり 7,500 円を交付するもので、交付金につきましては 11 月から 12 月に交付されるものでございます。

表の真ん中の欄、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策でございますが、これは平成 18 年度から実施されている対策でございます。当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、その差額の 9 割を補填するものでございます。

その欄の交付対象者のところに記載してございます対象者につきましては、一定規模以上の認定農業者と集落営農で米の生産調整を達成していることとなっておりますが、これにつきましては平成 27 年産から対象者に認定就農者——認定新規就農者とことしから呼んでございますが——を新たに追加すると。それから、本年まで規模の要件がございましたが、来年度からは規模の要件は課さないとしているところでございます。

それから、対策に加入するに当たりまして、標準的収入額の 20% の収入減少まで対応するか、または 10% の収入減少への対応か、いずれかを選択して加入し、拠出金を出すことになってございます。また、補填される場合の交付金につきましては、農業者が 1、国が 3 の割合で負担することになってございます。これらの算定のイメージにつきましては、下の図に載せてございましたので、ごらんいただければと思っております。なお、補填金の交付につきましては、生産年の翌年の 5 月中旬から 6 月となっております。

それから、表の右側、ナラシ移行のための円滑化対策でございます。これは本年度限りの特例措置で、ナラシに加入していない者を対象に、ナラシ対策の米で補填が行われる場合にナラシ対策の国費相当分の 5 割を交付するものでございます。なお、これにつきまし

ては生産者の抛出はございません。交付の時期につきましては、来年5月中旬から6月と
なっております。

最後に、一番下の(2)、国におけるセーフティーネットの検討について載せてござい
ます。国では、農業経営の安定を図るため、農業経営全体に着目しました収量の減少と価
格の低下を含めた収入減少を補填する新たな収入保険制度を現在検討しております。平成
26年度から保険料等の水準の設定などに必要な農業者の収入データの収集あるいは実際
の実施方法等を検証するための事業化調査を行ってございまして、この調査につきまして
は平成27年度の概算要求でも同様に事業が予定されているところでございます。

3ページ目には、参考資料といたしまして、米価の推移と平成26年産米の概算金、そ
れから国の基本指針で示されました本年7月から来年6月までの需給見通しを載せてござ
いますので、参考にいただければと思っております。

○**工藤勝博委員長** これらの請願に対し、質疑、御意見ありませんか。

○**高橋孝真委員** 請願というよりも、ナラシ対策をもう少し教えていただきたいの
ですが、作況とかいろいろ考えるとちょっとよくわからなくなるのです。米1俵という考え
からしますと、去年ひとめぼれは1万1,200円です。そして、ことしは概算払いが8,400
円、単純に言うところの差額の2,800円の9割、2,220円が補填対象になると考えてよろし
いものなのですか。そうしますと、高い米価の概算払いをしているところと、安いところ、
全国農業協同組合連合会が言いましたひとめぼれで言うところの8,400円という概算払いをす
るところと、上積みをして、努力をして、今一番高いのではないかと思われるところは
9,300円で概算払いをしますと。これが実際の販売額になっていきますと、平均単価とい
うのは上がっていくことになりますね。これを平均単価として置いていくわけですか。例
えば8,400円というのと9,300円の間で販売されましたということになりますと、1俵
という考え方ですけれども、8,850円になります。去年1万1,200円との差額が2,350円
だとすれば、その9割分ということは2,115円なのです。2,115円というのは、9,300
円と足すと1万1,415円ということになって、ナラシ対策をすると1万1,200円よりも収
入が多くなるという計算になるのですけれども、8,400円でしか売れなかった人はどうな
るかという、2,115円しか行かないことだから、1万1,115円にしかならないのです。極
端に言うところのこれが今回のナラシ対策だと考えてよろしいのでしょうか。

○**下村農産園芸課総括課長** ナラシ対策の補填金の考え方かと思えます。国から岩手県
全域を対象として示されております標準的価格を10アール当たり12万1,249円というの
が平成26年産の標準的価格でございます。この標準的価格を60キロ当たり直しますと、
平年の単収で計算してございますので、60キロ当たり1万3,649円が基準となります。
この基準価格よりも平成26年産がこれから3月まで売れた平均価格が下回った場合の差
額の9割が補填されるということでございます。前年産の価格との差額ではございません。
基準の価格との差額ということになります。なお、この基準の価格はどうなっているかと
いいますと、過去の5年間の平均価格の中3年をとった平均価格ということになってござ

います。

それから、基準価格のもとになっておりますのは、ひとめぼれとあきたこまちといわてっこの上位3品目の加重平均でございます。検査数量割合で加重平均したものでございますので、その価格をもって県の基準価格と比較する。よって、各生産者に補填される額の単価は同じということになります。岩手県一本で計算されるということになりますので、それぞれの価格が出れば、自分の面積に掛けていただければ補填金額が出てくると。

なお、平成26年産の単収が559キロに上がりましたので、その関係で本来なら20%を超える下落になる予定だったものが20%まで届かない下落になる可能性がございます。そうしますと、その差額分の9割がそのまま補填になりますし、それから10%に加入している方の場合には、基準価格の10%でございますので、そもそも半分の額になりますから、今回の下落幅ですと、その差額を超えてしまいますので、その場合は10%が限度額になるということで、10アール当たりになりますと1万912円の単価で交付される。それも全生産者同じ単価ということになります。

○高橋孝眞委員 1万3,641円が過去5年間の平均だということについてはよくわかりました。ただそれはそれとして、その数字で持っていったとしても、販売努力をして高く売った部分とそのままの部分でいくと、最終的には販売価格が上がると、底上げになることだから、高く売ったところについては去年と同じ、最終的に言うと1万1,200円で売ったよりもことしのほうが米価が高くなる、最終的に収入が多くなったという現象があらわれるということですね。そういう意味でよろしいのですか。

○下村農産園芸課総括課長 先ほど申しましたように、この交付単価は岩手県一本でございますので、個々の農家で見れば、みずからの販売努力によって高く売った方は、それにさらにプラスになることもあり得るということだと思います。

○渡辺幸貫委員 今御説明をいただきました。結論的に一番最後の資料のところ9月15日現在の作況では平成27年6月末の在庫が234万トンとなりますと書いてあります。つまりこれが下押し原因だろうと思うのでありますが、この辺の予測というか、逆に言えば政府が米をたくさん買い入れてくれる可能性があるのか。いや、政府はそういう方向ではなくて、自分たちが収入保険制度をつくってやってくれと、たくさん支出して、ほかの経営者だって、ほかのものもこういうものをつくっているのだから、農家だって同じだという考え方なのか、その辺の県当局が把握している予想というか、その辺の見通しを。

○下村農産園芸課総括課長 予想はなかなか難しいところでございますが、国に対しましてはいずれ緊急的に隔離するなどの需給対策を打ってくるように要請はしているところでございます。国は現時点では、先ほどもありましたとおり、10月末の需給状況を見ながら判断をしたいというふうにとどまっているところでございます。

なお、先ほど説明しました資料のとおり、現在の備蓄米は100万トンに対して91万トンという状況で、その差9万トンがどの程度影響するのかどうかという問題はありますでしょうが、そういった対策も一つはあるのかと思ってございます。

それから、最後の表にございます234万トン、これを国は7月の段階で209万トンの在庫になるだろうと言っております。作況指数が、国全体とすれば101だったので、そんなに変わらないのではないかと聞いておりますが、1%というのは非常に大きい数字でございますので、その辺の数値を加味すれば234万トンまでふえる可能性があるという資料でございます。

○渡辺幸貫委員 保険制度については。

○下村農産園芸課総括課長 収入保険制度につきましては、現在その内容について国は一切公表してございませんが、参考にしているアメリカですとか、ヨーロッパの制度の中身からすれば、一定の生産者の抛出と国の支援とあわせて何らかの条件をつける中で選択しながら農家が保険、いわゆる通常の損害保険の制度として組み立てるということを考えている。国の言い方とすれば、一定の農家の負担を得ながらという制度にしたいという話でございます。

○喜多正敏委員 一にも二も需要があれば問題は解決するということで、値段が下がるということになれば、例えば中食用、給食用、業務筋とか、そういった意味で価格が下落することによって需要にプラスに転じるのかということも期待されるわけですが、そういったあたりはどうなのかということと、米ではそういうことは余り考えられないかもしれませんが、価格弾力性、価格が減ることによって需要がふえるといった指数的な面はどうなっているか、もしおわかりであればお教え願いたい。

○上田流通課総括課長 今後の米価の下落に伴っての例えば給食用等の需要の拡大が見込まれるかどうかという御質問でございますが、例えば学校給食等でございますと、1食の単価というものが決められておまして、その中で工夫しながら栄養バランスを考えて献立を考えるということかと思えます。そういった面では、例えば米等の価格が下がった場合には、その分で余裕ができることでございますので、米の需要等が拡大するという可能性はあるかと思えますので、期待していいのではないかと考えております。

こういったことに関しては、給食は各市町村の教育委員会が所管していますので、県の教育委員会等と連携しながら、要請等を各市町村に行うということは当然考えられるわけでございます。

先ほど部長から御説明申し上げましたけれども、やはり全庁的な対策が必要となっております。今学校給食の話を申し上げましたが、ある程度の規模をもって米を買っていただけたら、例えば病院、社会福祉施設もございます。ぜひともこういったことを契機に米をたくさん食べる取り組みをしていただきたいと思います。こういった取り組みを促す働きかけが必要となってこようかと存じています。部局を横断したような検討調整組織を立ち上げておまして、第1回目の打ち合わせを明日やることで今準備を進めているところでございます。

価格の弾力化に関しましては、概算金が減ったということでの全国農業協同組合連合会の販売の弾力化ということでお話を申し上げます。もし違っていたならば申しわけござい

ません。そういったこととございますと、恐らく相手方との相対での取引ということになりますので、全国農業協同組合連合会が例えば卸に売る場合にかなり柔軟な取引で、早期でかなり全量を販売するといったようなことが可能となる可能性はあるのではないかと考えており、今後の米価の下落というものに歯どめをかけるということは期待ができるのではないかと存じております。

○喜多正敏委員 価格が下がったから、いっぱい食べてくれるというのは期待をするのだけれども、いろんな消費物資の価格が下がると、それに伴って需要がふえるというような経済的な相関関係が一般的にあるわけだけれども、もしおわかりであれば、後でいいですが、米の価格弾力性の数値があればお知らせいただきたいと思います。

○工藤勝博委員長 請願に対する参考資料の説明が終わりました。これに対して皆様からほかになれば、この請願の取り扱いを決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 まず、受理番号 130 号米価安定対策に関する請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 採択との御意見が多数ありますが、よろしいでしょうか。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたします。

次に、受理番号第 131 号政府による緊急の過剰米処理を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 採択という声が多いですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 それでは、御異議なしと認め、本請願を採択と決定いたします。

そこで、採択されました受理番号 130 号及び 131 号につきましては、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいま採択されました 2 件の請願は関連性がありますので、一つの意見書にまとめたいと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○工藤勝博委員長 それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** なければ、この意見書を原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付議案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**佐々木大和委員** それでは、大分遅くなっていますが、岩手県の主要産業である農林水産業は重要な課題を持っているわけですが、今さらにグローバル化された経済の中でそれぞれがグローバルな対応が求められているという実態があるわけです。農林水産部でこれらの農業、林業、水産業、どういう検討をされていますか。そして、今後どの部署でグローバル化対応を検討することになっているのでしょうか。

○**上田流通課総括課長** グローバル化の中でさまざまな要素がございますけれども、例えば農林水産物の輸出という観点でお話を申し上げます。国内市場はどんどん縮小していき中でありまして、例えば海外等に市場を求めるといことはやはり必要だろうと思っております。特に東南アジア、東アジアを中心に、非常に富裕層がふえており、品質がよくて価格もかなり高目でございますが、日本あるいは岩手県の農林水産物を買っていただく余地はかなり大きいものと考えてございます。

さらに新たな市場を開拓していくことで将来に向けて輸出についてのつながりをキープして、将来の市場として有望なところをこれからも開拓をしていくということは、非常に大事なことだろうと思っております。さまざまな取り組みを今進めております。特に新規のところでは、今需要の調査をかけておりまして、東南アジアの2カ国——具体的にはフィリピンとベトナムでございますが——への輸出の可能性の調査をしておるところでございます。報告等が今そろそろ出るだろうというところでございます。新たな取り組みをそういったところを中心に展開してまいりたいと考えております。

○**浅沼副部長兼農林水産企画室長** グローバル化のお尋ねがございました。非常に幅広い視点かと思えます。ただいま流通課総括課長から答弁申し上げました農林水産物の輸出という部分でございます。この部門につきましては、流通課が中心となりつつ、林業、水産それぞれの担当課も一緒になって取り組んでいるところでございます。さらに、労働力の確保という点での関与も当部としてはあるのかと思っております。

さらには、技術的な人的な交流という部分、海外との交流もございます。そういうことになりますと、どうしても各セクションはセクションで取り組むわけでございますが、部を挙げてということになりますと、農林水産企画室が音頭をとる形、リードする形で部を挙げて対応することになっていくことになろうかと思っております。

○**佐々木大和委員** いろいろ課題はあるわけですが、先ほど部長からの話の中で

生産、流通、販売それぞれあるのですが、企業的な分野で見れば、日本の場合に大企業が1万社で0.3%、99.7%は中小企業、その中の8割以上が小規模だと。ただ、従業員数は3分の1ぐらいずつなので、6月の国会でその中の小規模企業の対策が必要というので小規模事業者支援法というのをつくったのですね。一般の企業の場合は大中小、規模別の分け方もあるのです。ところが、食料等を中心にする農業の場合は特にそうなのですが、一つの特長がありますので、単純にはできないが、グローバルに行くときには産業になる部分、産業を目指す分野の人たちが農林水産関係者の中には相当いるのではないかと、現に生まれてきているのか、そこに対応する部署が明確にならないと、岩手県の農業振興の中でどこでそういう相談を本当にしているのだろうと。部門的に流通分野を探せばこう行く、生産はここに行くというだけではなくて、グローバル的なものが今生まれようとしているときに、対応する部署が必要ではないか。まさにイノベーションとグローバリゼーションはもう世界の流れ。地方もそこに乗らざるを得ないのだろうと思います。部長の所感をいただきたい。

○**小原農林水産部長** まさに世界のグローバル化の中で、これは農林水産業であっても全くその流れは同じと認識してございます。先ほど副部長が答弁しましたけれども、輸出の部分については流通課でやっておりますが、さまざまな調整、検討というものが必要になってまいります。その意味では、農林水産企画室を窓口にして、先を見据えた取り組みというものをしっかり検討してまいります。

○**佐々木大和委員** 物をつくっていく流れの中で、小規模がいいの、中規模でいいの、大規模のほうがいいのというのはあるのだろうと。当然農林水産業の中にもそれがあると。そういう分け方もやはり農林水産部内につくっていかなければ、ほかの産業はそういう形で結構分けているのがあるのだから、特徴のあるものをつくっていくには展開する分野は一定の小規模でもいいけれども、また大規模でなければできないというのがあるでしょう。その辺が今漠然として、農業、林業、水産業というのは捉えどころがはっきりしていないので、そういう部分についての検討も加えてもらえばいいのかと思いますけれども、いかがですか。

○**小原農林水産部長** 農業を例にとりますと、確かに現在農地中間管理機構による集約と大規模の流れがございますけれども、これもまさに委員おっしゃったように、農林水産物のさまざまな施策もございます。それは地域性というものがあるわけがございますので、その地域に根差した特色のある——先ほど大、中、小規模と、それがすなわちすぐさま小規模になるかどうかは別としまして——その単位についてはさまざまなものがあるかと思えます。直ちにそれが全ての分野に当てはまるかどうかといったようなものについてはまだ部内でもさまざまな意見がございまして整理はできてございませんが、ただいまの御提言の趣旨を踏まえて、その視点についても改めて検討してまいりたいと思えます。

○**渡辺幸貫委員** この間米穀園芸生産流通議員研究会で北海道に行きました。そこでホクレン農業協同組合連合会を視察して、下村総括課長も行ったのですけれども、その中で

ホクレン農業協同組合連合会は大変な宣伝費をつけてゆめぴりかであるとかかなつぼしであるとか売っています。東北にはセールスしないけれども、東京や名古屋や大阪の消費地に向けて、マツコ・デラックスとかいろんなタレントを使ってやっているところ、岩手県はどうだというと、全国農業協同組合連合会に集約されていますから、岩手県だけで独自の宣伝力というのは微々たるものかと感じます。山形県は吉村知事が三つ指ついて、おかみのような服装で一生懸命応援しているのを皆さん見ていると思いますけれども、岩手県は宣伝力をつけるという意味では全国農業協同組合連合会岩手県本部に期待しても限りがあると。とても北海道を相手に、ホクレン農業協同組合連合会を相手にしたらとてもかなわんと、何倍も違うとつくづく感じました。

そこで、県がPR作戦を大いに頑張らないと、さっきの5億円の融資なんていうのは100万円くれたって500人にしかいきませんから、とてもではないけれども、経営立て直すなんてとても無理な話です。ですから、その宣伝力を大いにやらないと、さっき上田総括課長がおっしゃった、早く売れば俺たちは早く精算できますという弾力化の話があったけれども、在庫があるから卸なんか誰も買いませんよ、だから下がるのです。ここ数年ずっとそれが続いている、それに学ばなければならないのです。だから、我々は売らなければならない。だから、その宣伝力についてどう考えているか。県が主体性を持つ気があるかどうかひとつお聞かせ願いたい。

○上田流通課総括課長 県の農林水産物の販売PRのことについてのお尋ねでございますが、委員の御指摘のとおりPRで先行している成功事例とかの御提示がございましたけれども、そういったことが功を奏して市場等の高い評価を得ているという事実はございません。そういった面で本県の宣伝については、足りなかった面があるだろうと存じております。

こういったことを踏まえまして、今若干申し上げましたけれども、特に今回の概算金の下落等がございまして関係団体が一丸となりまして、オール岩手で売り上げの向上、ひいてはそれにつながるような効果的なPRをどうしていこうかということで相談する体制を整えているところでございます。そういったことの検討を踏まえまして、ぜひ効果的な対策を打ち出して、全ての農林水産物の売り上げを向上させていきたいと考えております。

長期的なビジョンとしましては、再三お話し申し上げております戦略の中での販売戦略をどうしていくか、中期的あるいは長期的なビジョンはそこでもんでまいりたいと存じております。

○渡辺幸貫委員 私は、知事を初めとした宣伝力が北海道や山形県にはあるということを知っているのでありまして、上田総括課長だけの答弁では何か心もとない、やる気が本当にあるのかという気がしますので、お願いします、部長。

○小原農林水産部長 委員から御指摘いただきました宣伝力はかなり販売力に影響するものと認識しております。特にも先ほどの例にもございましたが、北海道、山形県の新しい米が市場でも高く取引されているのは宣伝力の差がやっぱり大きいものと認識しており

ます。特に県の新しいコシヒカリを超える良食味米、フラッグシップ米についてもどうやって効果的に宣伝していくかということは今かなり中でももんでございます。これらは県だけが先行してもうまくありませんし、また全国農業協同組合連合会に任せるだけでもうまくないと。やはり両者一体となって効果的な宣伝を強力に進めなければならない。また、それはフラッグシップ米にかかわらず、今の米についても知事みずから先頭になって歩くという話もしてございますので、知事を先頭に岩手県一丸となって米の消費、岩手の米のPRに努めてまいります。

○渡辺幸貫委員 歩くだけではなくて、宣伝費をかけるということです。それで全国のほとんどが特Aになってしまった現在では、米には味に差がないということをみんなが認めるところです。そして、いつもその味が、コシヒカリを中心とした味にみんなが慣れてしまったから、同じものを食べるということです。その現実を踏まえると、宣伝力以外に差がないと。だったら、岩手県でちょっとだけ、コシヒカリベータとかと新潟県でやっているのを少し変えたふりして、名前だけつけて宣伝力で勝負するというのをやってもらわなかったら、農家は参ってしまうと思います。ちょっと卸を歩いたって上がりっこありませんから、消費者に直接訴えるような取り組みを考えてください。

○高田一郎委員 私は、東北油化株式会社の子稼働停止に対する対応です。行政処分の対象となると思いますけれども、農家が一番困るのではないかと思います。だから、農家に対する説明も当然していくべきだと思いますけれども、稼働停止に対する対応、この点についてお聞きしたいと思います。

○小岩畜産課総括課長 ただいま委員から御指摘がございましたけれども、10月3日、東北油化株式会社に対しまして水質汚濁防止法を含める関係法令で業務命令、行政処分が下されました。これによりまして、あそこにあります特定施設の一切合財が一時使用停止ということで、事実上稼働がとまってしまったということになります。そうしますと、私も立場で申しますと、畜産農家で飼っている牛は、不幸にして死ぬということが多々あるのですけれども、当然10月4日から、牛は死んでおりまして、その対応を我々も練ってまいりました。具体的には、まずは緊急の対応策といたしまして、そのような牛に対しましては、死後獣畜取扱場への埋却、あるいは家畜保健衛生所での焼却等で対応してまいりましたし、現在畜産農家を回り牛を収集して、不幸にして県内にそれを処理できる業者がなくなっていましたので、県内の業者に委託して処理する方法の仕方を現在構築しておりまして、いずれ畜産農家が困らないような形の体制を早急に整えてまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 関連。今の話の部分まではよくわかりましたけれども、今後どういう対応していこうとしているのかということと、月平均どの程度死亡牛が出ていて、東北油化株式会社で処理してきているものはどの程度あったのかということをお願いしたいと思います。

いずれ、花巻農業協同組合から処理についてということで来ておりまして、今までは持

ち込みでしたので、そんなにお金かからなかったわけでありましてけれども、中間場所まで持っていくということで、ぬれ子から年齢によって、大きさによって料金が変わって、最大でありますと2万3,000円かかるという話であります。それを、そこまで持っていくのは自分たちということになるのでしょうかけれども、問題はそれ以降かかる運賃の点になります。かかることについては、やむを得ないことだと思いますけれども、早く処理、対応していただかないと困る。ではその次どういうふうを考えていけばいいか。いっぱい死んでもらっては困るわけですが、そういう意味ではなくて、万が一の場合については多分盛岡市や雫石町まで持っていかなければいけないとなると、それなりの時間がかかります。死亡牛を他の業者、農業協同組合に委託して運ぶということは多分問題があるのではないかと思います。全員が家畜車を持っているということではありませんので、そういう面までを含めて早期に対応策を考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○小岩畜産課総括課長 何点かございましたけれども、まず初めに県での死亡牛の発生状況につきましてお話をいたします。現在県内で発生する死亡牛につきましては、大体が盛岡地域より北側と南側でその処理方法が異なっております。北側につきましては、今お話もございましたけれども、各地域に地域保冷库がございまして、一旦ここに集めまして、そこに八戸市の業者が参りまして回収して、八戸市にあります事業者の化製場に行きまして処理をする形で、もう既に体制が構築されておりますので、この部分については影響がないと考えております。問題は、盛岡地域より南の部分の話でありますけれども、この部分を東北油化株式会社が処理をしておりました。大体年間の処理頭数が——これは東北油化株式会社の処理頭数で、しかも県内で発生する分ということですが——小さい牛、大きい牛も合わせまして年間大体3,000頭を処理していたということになります。そういうことでありまして、今後どのようにするのかということに関しまして、県南の地域の分につきましては、運ぶ事業者が県南におりますので、この方をお願いする形で牛を収集して、県内の事業者が県外の化製場に運んで処理をしていただく体制を今構築しております。

かかり増し経費のお話がありましたけれども、現在も県北地域の農家の方々につきましては、八戸市まで運ぶ分の運搬料は負担していただいておりますので、県南地域の方につきましても当面の間県外に運ぶ分のかかり増し経費は発生するということになります。いずれにしましても、農場に死んだ牛を置くというわけにはいきませんので、適正に処理する体制を現在早急に構築しているところであります。

○高橋孝眞委員 いずれ県内に代替施設がなかったということにも若干問題があるのかなという気もしますので、できるだけ早く県内で処理できる仕組みにしてもらえれば一番いいのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一つ、汚染された8,000ベクレル以下の稲わらなのですが、現状でどの程度処理しなければいけない量があるのかということをお聞きしたいと思いますし、セシウム134の関係で考えますと、セシウム134は半減期が2.1年、セシウム137については30.2年でしたか、ということから見ますと、発災から3年5カ月たっていて、大体半減をしてい

るとというのが実情だと、1対1であったという前提ですけれども。そうしますと、処理する量は1しか処理できなかった——1日1個というか、2個というか、そういう処理しかできなかったかもしれませんけれども——今度は今の時点から見ると2個か3個処理できるのではないかと思います。そうすると、今までのかかった期間というのはもっと短くなるのではないかと思うわけですし、風評被害が発生するようなものはできるだけ早目に処理をするのが一番いいのではないかと思うのです。現状どのようになっているのかについて教えていただければと思います。

○小岩畜産課総括課長 ただいま、県内において汚染稲わらがどれぐらい発生して、現在どのような状況になっているのかという御質問がございました。汚染稲わらにつきましては、18市町村で580トンほど発生いたしまして、これまでに処理した量が170トンほどで、現在の保管量が410トンほどという状況でございます。

これにつきましては、セシウムの濃度も下がってきているので、焼却量をふやせるのではないかという御質問がございました。県といたしまして、放射能に汚染されました農林系の副産物につきましては、焼却処分をすることを基本としてございます。こうしたことから、現在も当該市町村では計画を立てまして、環境省の加速化事業を使いまして、適宜焼却を進めているところでございます。それに対して環境生活部で支援をして焼却を進めているという状況でございますので、農林水産部でお話することはできないのですが、考え方としましては、セシウムの濃度が下がれば当然焼却できる量はふやすことができると思います。ただし、この場合は、御案内のとおり、焼却灰をある一定量の濃度未満に抑える必要があるものですから、その焼却するわらの量をふやすということは希釈するための一般ごみの量もふやすということになります。その場合は焼却施設の能力も考える必要があるかと思っておりますので、それが可能だったとしても、焼却を始める前に各市町村が行いました周辺住民への説明を再度しなければ多分ふやせないのではないかと考えております。

当部といたしましては、特に県南地域なのですけれども、そのような牧草も含めまして、大量に抱えている市町村につきましては、焼却に至るまでの間、適正にそれらを保管する必要がございますので、保管施設の整備、維持管理の支援ですとか、特にも牧草ロールが変敗等でかなり危険な状況になってきていますので、これの減容化と長期保存を目的としたペレット化などでこの焼却を側面から支援しておりますし、今後ともそれを続けていきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 考え方は、今までと同様進めていくよということですがけれども、私が言いたいのは、できるだけ早く農林水産部として処理をしてほしいということですし、関係部署に対してもそういう要請をしながら、この問題を早く解決してほしいという意味です。そうしないと、いつまでたってもこの問題は起きてしまう。今まででまだ3分の1しかできていないということでもありますので、そういう調査をしながら、周辺の人たちにもこういう内容ですということでは知らせていくことも大事なのかと思っておりますので、どこの部

署という意味合いではなくて、農林水産部でもそれを進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆さんは退席されて結構です。長時間御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の 11 月の県内調査についてありますが、お手元に配付しております平成 26 年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとして、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。追って通知いたします。一応関東周辺ということで、具体的な時間は、今微調整している段階で、後日配付したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。